

社会的養護の現状について(参考資料)

平成24年10月

| | | | |
|----------------------------|-----|----|--|
| 1. 社会的養護の現状 | ページ | | |
| (1) 施設数、里親数、児童数等 | ・ ・ | 1 | |
| (2) 要保護児童数の増加 | ・ ・ | 2 | |
| (3) 虐待を受けた児童の増加 | ・ ・ | 4 | |
| (4) 障害等のある児童の増加 | ・ ・ | 6 | |
| (5) 児童養護施設の形態の現状 | ・ ・ | 7 | |
| (6) 施設の小規模化と家庭的養護の推進 | ・ ・ | 9 | |
| (7) 進学、就職の状況 | ・ ・ | 10 | |
| 2. 措置費の現状と充実 | | | |
| (1) 施設の人員配置と措置費について | ・ ・ | 11 | |
| (2) 措置費による教育及び自立支援の経費 | ・ ・ | 12 | |
| (3) 措置費予算の改善経緯 | ・ ・ | 13 | |
| (4) 18歳以降の措置延長制度について | ・ ・ | 14 | |
| 3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実 | | | |
| (1) 人員配置基準の改正経緯 | ・ ・ | 15 | |
| (2) 人員配置の引上げについて | ・ ・ | 16 | |
| (3) 居室面積と居室定員の最低基準の改定 | ・ ・ | 17 | |
| 4. 里親委託等の推進 | | | |
| (1) 里親制度の概要 | ・ ・ | 18 | |
| (2) 里親等委託率の推移 | ・ ・ | 22 | |
| (3) 都道府県別の里親等委託率 | ・ ・ | 24 | |
| (4) 里親委託を推進する上での課題と取組 | ・ ・ | 28 | |
| (5) 里親支援の体制整備について | ・ ・ | 29 | |
| 5. 施設運営指針、里親等養育指針 | ・ ・ | 36 | |
| 6. 社会的養護関係施設の第三者評価等 | ・ ・ | 40 | |
| 7. 市町村における要保護児童対策 | ・ ・ | 44 | |
| 8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組 | ・ ・ | 46 | |
| 9. 平成23年からの主な取組 | ・ ・ | 48 | |
| 10. 平成25年度社会的養護関係予算概算要求の概要 | ・ ・ | 74 | |
| 11. 平成24年度の検討ワーキング等 | ・ ・ | 76 | |
| (参考) 統計表等 | ・ ・ | 80 | |

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

| 里親 家庭における養育を 里親に委託 | | 登録里親数 | 委託里親数 | 委託児童数 | ファミリー ホーム | 養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名) | |
|---------------------------|--------|---------|---------|---------|--------------|-------------------------------|------|
| | | | 7,669世帯 | 2,971世帯 | | 4,244人 | ホーム数 |
| 区分 (里親は 重複登 録有り) | 養育里親 | 6,121世帯 | 2,368世帯 | 3,247人 | 委託児童数 | 686人 | |
| | 専門里親 | 572世帯 | 155世帯 | 179人 | | | |
| | 養子縁組里親 | 1,840世帯 | 201世帯 | 187人 | | | |
| | 親族里親 | 367世帯 | 359世帯 | 631人 | | | |

| 施設 | 乳児院 | 児童養護施設 | 情緒障害児 短期治療施設 | 児童自立支援 施設 | 母子生活支援 施設 | 自立援助 ホーム |
|------|--------------------|--|-----------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 対象児童 | 乳児(特に必要な場合は、幼児を含む) | 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む) | 軽度の情緒障害を有する児童 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童 | 義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 |
| 施設数 | 129か所 | 585か所 | 37か所 | 58か所 | 261か所 | 82か所 |
| 定員 | 3,860人 | 34,464人 | 1,466人 | 3,985人 | 5,206世帯 | 546人 |
| 現員 | 2,843人 | 28,533人 | 1,140人 | 1,331人 | 3,911世帯 児童6,250人 | 340人 |
| 職員総数 | 3,861人 | 14,892人 | 831人 | 1,894人 | 1,995人 | 329人 |

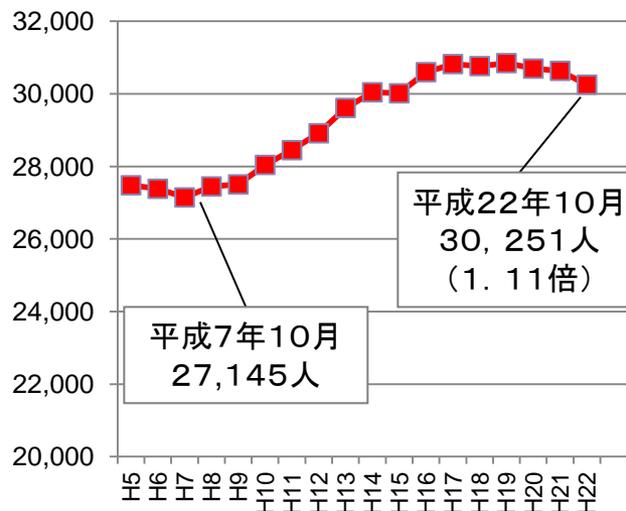
| | |
|-------------|-------|
| 小規模グループケア | 650か所 |
| 地域小規模児童養護施設 | 221か所 |

※里親数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)(うち福島県分については家庭福祉課調べ)
 ※委託児童数、現員(母子生活支援施設除く)は家庭福祉課調べ(平成24年3月末現在(速報値))
 ※母子生活支援施設に係る現員は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)
 ※施設数、ホーム数等のか所数、定員は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)
 ※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

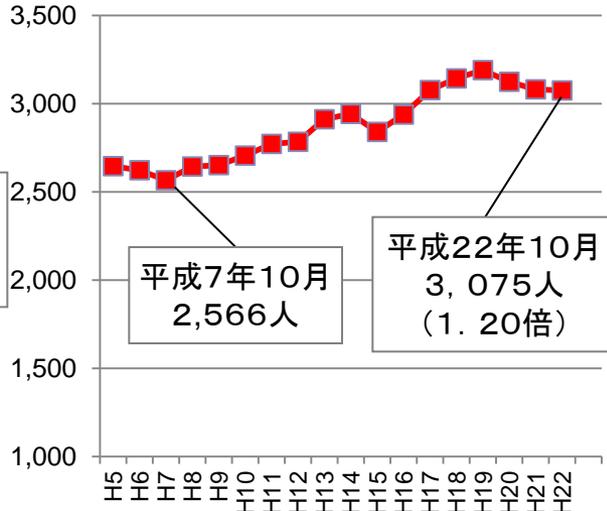
(2)要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.11倍、乳児院が1.20倍に増加。一方、里親等委託児童数は、2.06倍に増加。

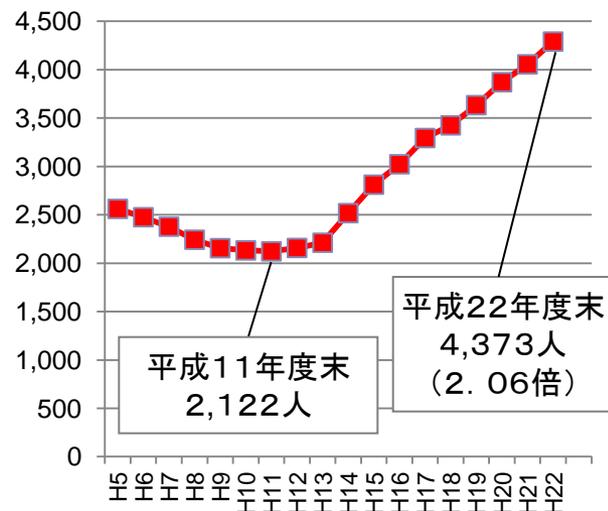
○児童養護施設の入所児童数



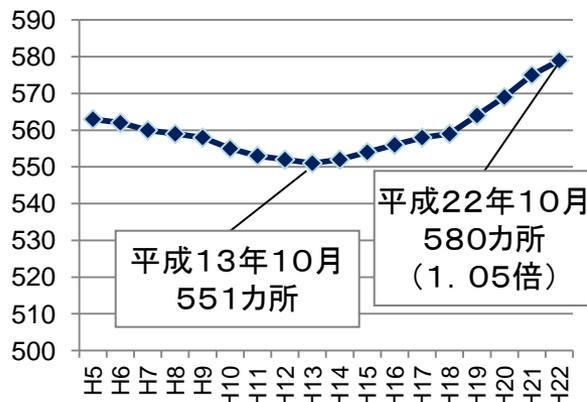
○乳児院の入所児童数



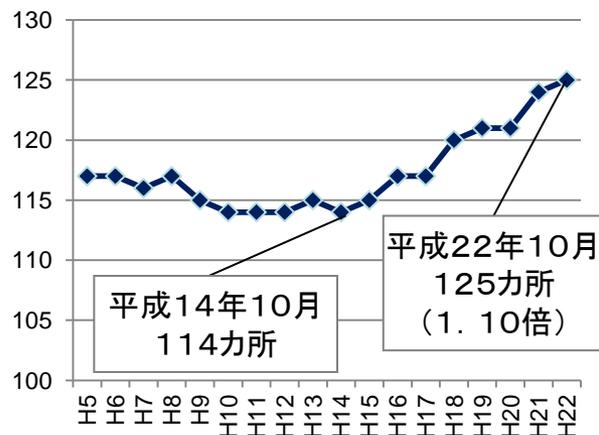
○里親・ファミリーホームへの委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

| | 在籍児の年齢 | 入所時の年齢 |
|------|---------------|---------------|
| 0歳 | 6 (0.0%) | 59 (0.2%) |
| 1歳 | 34 (0.1%) | 968 (3.1%) |
| 2歳 | 454 (1.4%) | 6,763 (21.4%) |
| 3歳 | 1,120 (3.5%) | 3,949 (12.5%) |
| 4歳 | 1,520 (4.8%) | 2,819 (8.9%) |
| 5歳 | 1,711 (5.4%) | 2,442 (7.7%) |
| 6歳 | 1,858 (5.9%) | 2,432 (7.7%) |
| 7歳 | 1,860 (5.9%) | 1,977 (6.3%) |
| 8歳 | 1,973 (6.2%) | 1,881 (6.0%) |
| 9歳 | 2,095 (6.6%) | 1,657 (5.2%) |
| 10歳 | 2,300 (7.3%) | 1,511 (4.8%) |
| 11歳 | 2,389 (7.6%) | 1,259 (4.0%) |
| 12歳 | 2,486 (7.9%) | 1,154 (3.7%) |
| 13歳 | 2,466 (7.8%) | 1,053 (3.3%) |
| 14歳 | 2,349 (7.4%) | 864 (2.7%) |
| 15歳 | 2,356 (7.5%) | 505 (1.6%) |
| 16歳 | 1,745 (5.5%) | 163 (0.5%) |
| 17歳 | 1,581 (5.0%) | 43 (0.1%) |
| 18歳～ | 1,256 (4.0%) | 9 (0.0%) |
| 総数 | 31,593 (100%) | 31,593 (100%) |
| 平均 | 10.6歳 | 5.9歳 |

(注) 総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在所期間

| | 在籍児童数 |
|-------------|---------------|
| 1年未満 | 5,410 (17.1%) |
| 1年以上-2年未満 | 4,416 (14.0%) |
| 2年以上-3年未満 | 3,621 (11.5%) |
| 3年以上-4年未満 | 3,182 (10.1%) |
| 4年以上-5年未満 | 2,582 (8.2%) |
| 5年以上-6年未満 | 2,255 (7.1%) |
| 6年以上-7年未満 | 2,160 (6.8%) |
| 7年以上-8年未満 | 1,783 (5.6%) |
| 8年以上-9年未満 | 1,475 (4.7%) |
| 9年以上-10年未満 | 1,163 (3.7%) |
| 10年以上-11年未満 | 959 (3.0%) |
| 11年以上-12年未満 | 843 (2.7%) |
| 12年以上 | 1,653 (5.2%) |
| 総数 | 31,593 (100%) |
| 平均期間 | 4.6年 |

(注) 総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

| | |
|------------------|-----------------|
| 父の死亡 | 195 (0.6%) |
| 母の死亡 | 580 (1.8%) |
| 父の行方不明 | 328 (1.0%) |
| 母の行方不明 | 1869 (5.9%) |
| 父母の離婚 | 1304 (4.1%) |
| 父母の不和 | 252 (0.8%) |
| 父の拘禁 | 563 (1.8%) |
| 母の拘禁 | 1048 (3.3%) |
| 父の入院 | 327 (1.0%) |
| 母の入院 | 1506 (4.8%) |
| 父の就労 | 1762 (5.6%) |
| 母の就労 | 1293 (4.1%) |
| 父の精神疾患等 | 180 (0.6%) |
| 母の精神疾患等 | 3197 (10.1%) |
| 父の放任・怠惰 | 654 (2.1%) |
| 母の放任・怠惰 | 3707 (11.7%) |
| 父の虐待・酷使 | 1849 (5.9%) |
| 母の虐待・酷使 | 2693 (8.5%) |
| 棄 児 | 166 (0.5%) |
| 養育拒否 | 1378 (4.4%) |
| 破産等の経済的理由 | 2390 (7.6%) |
| 児童の問題による 監護困難 | 1047 (3.3%) |
| その他 | 2674 (8.5%) |
| 不 詳 | 631 (2.0%) |
| 総 数 | 31,593 (100.0%) |

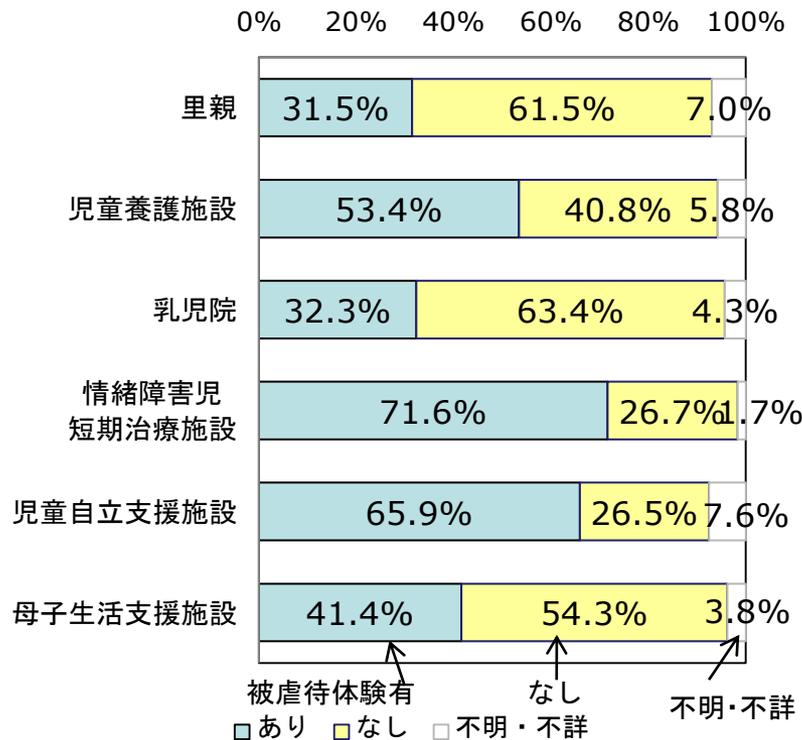
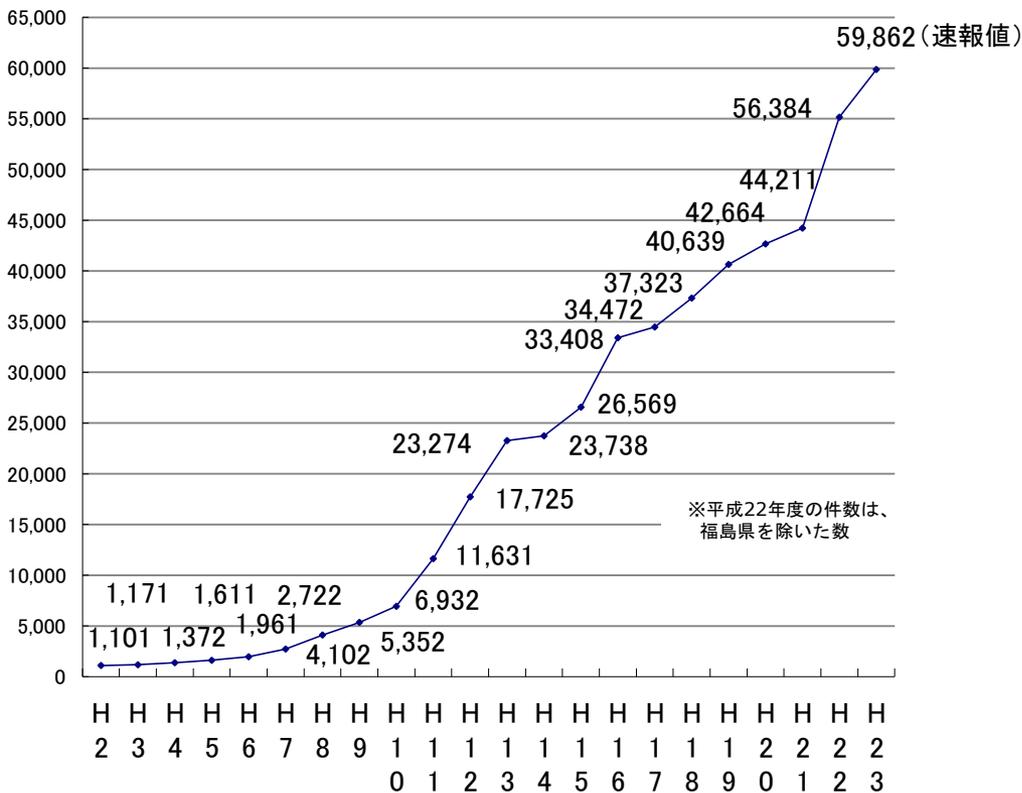
(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成23年度には約5.1倍に増加。

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。

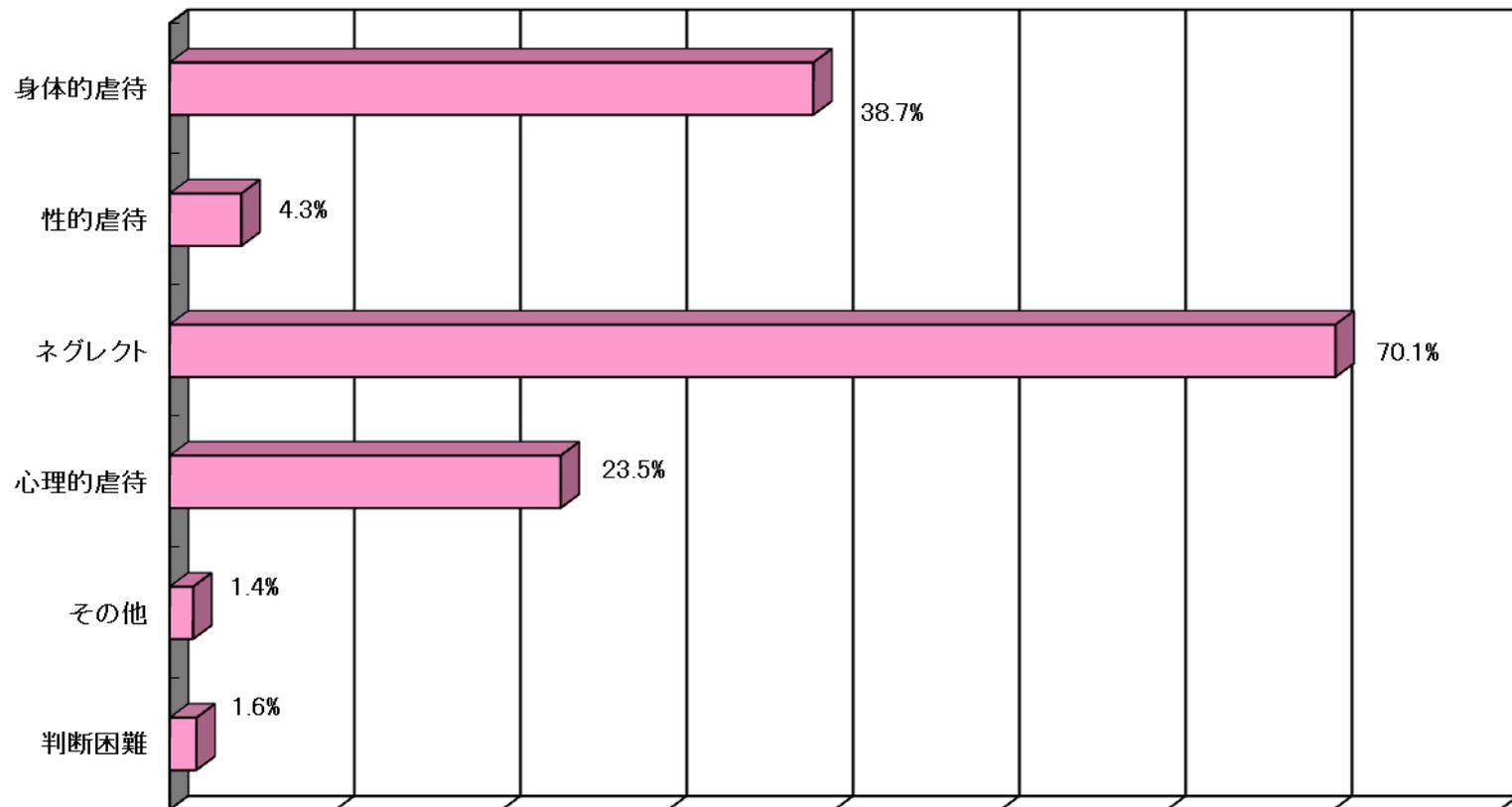
(件数)



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

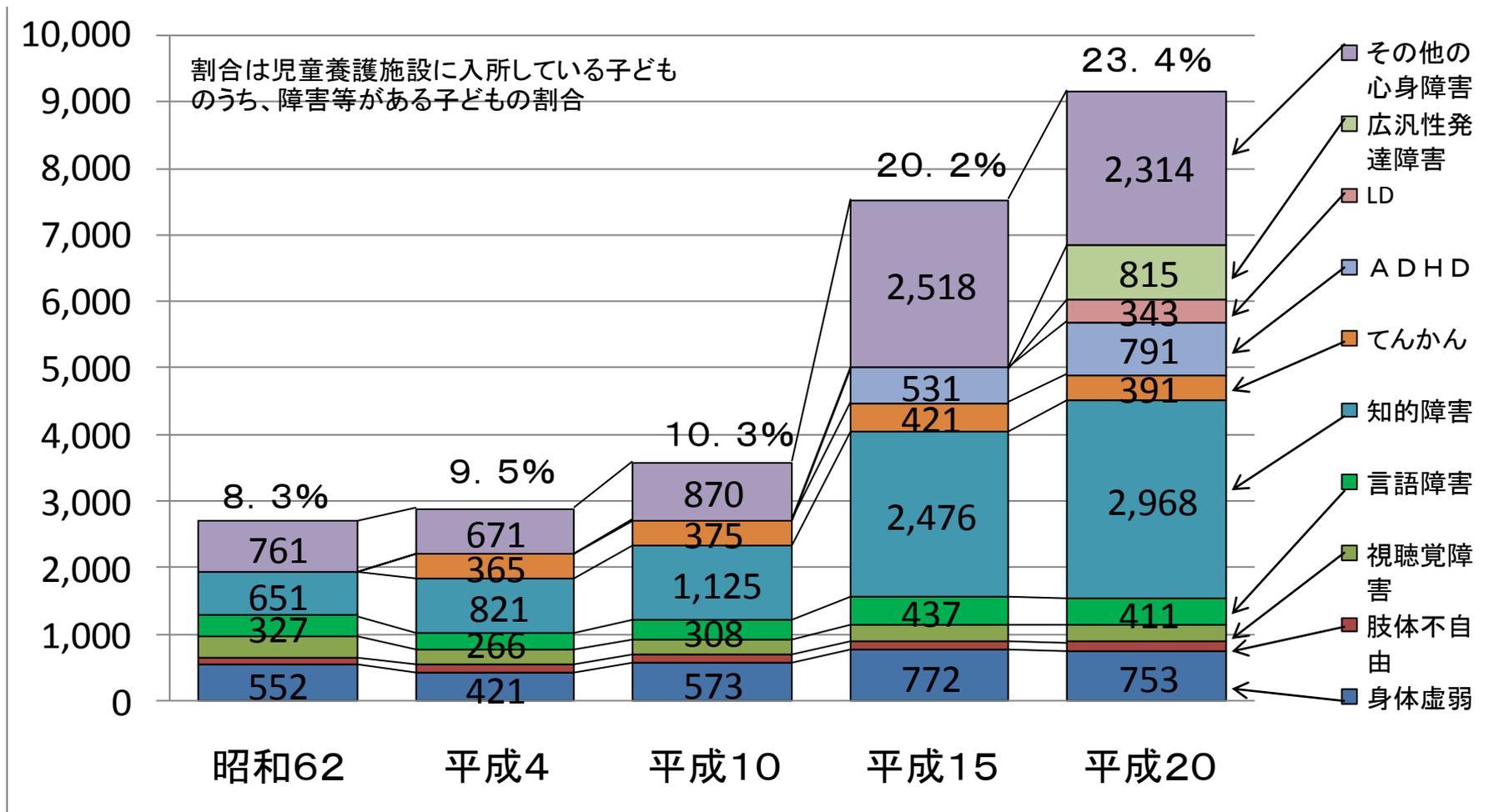
【児童養護施設】N=15,748



(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(5) 児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

| | | 寮舎の形態 | | | 小規模ケアの形態 | | |
|------------------|-----|-------|-------|------|-----------|-------------|------------|
| | | 大舎 | 中舎 | 小舎 | 小規模グループケア | 地域小規模児童養護施設 | その他グループホーム |
| 保有施設数 (N=489) | 施設数 | 370 | 95 | 114 | 212 | 111 | 55 |
| | % | 75.8 | 19.5 | 23.4 | 43.4 | 22.7 | 11.3 |
| 舎数 | | 476 | 220 | 444 | 212 | 116 | 98 |
| 一舎あたり定員数 | 平均 | 45.65 | 15.43 | 8.82 | 7.27 | 5.99 | 6.06 |
| 一舎あたり在籍児童数 | 平均 | 42.09 | 14.46 | 8.36 | 7.14 | 5.81 | 5.58 |
| 職員一人あたり児童数※ | 平均 | 4.43 | 3.91 | 3.39 | 3.08 | 2.75 | 2.59 |

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13~19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

| 定員 | 施設数 |
|-------|-------------|
| ～ 20 | 4 (0.7%) |
| ～ 30 | 61 (10.4%) |
| ～ 40 | 92 (15.7%) |
| ～ 50 | 124 (21.2%) |
| ～ 60 | 97 (16.6%) |
| ～ 70 | 71 (12.1%) |
| ～ 80 | 47 (8.0%) |
| ～ 90 | 35 (6.0%) |
| ～ 100 | 24 (4.1%) |
| ～ 110 | 13 (2.2%) |
| ～ 120 | 5 (0.9%) |
| ～ 150 | 7 (1.2%) |
| 151～ | 5 (0.9%) |
| 総数 | 585 (100%) |

家庭福祉課調べ
(平成23年10月1日)

(参考) 児童養護施設の形態

大舎制の例

| | | |
|------------|--|----------------|
| 相談室 | | 児童居室 (4人部屋) |
| ホール 兼食堂 | | 児童居室 (4人部屋) |
| | | 児童居室 (4人部屋) |
| 男子トイレ | | 児童居室 (4人部屋) |
| 洗面所 | | 児童居室 (4人部屋) |
| 女子トイレ | | |
| 洗濯場 | | 児童居室(個室) |
| 脱衣場 | | 児童居室(個室) |
| 浴室 | | 児童居室(個室) |
| 宿直室 | | 児童居室(個室) |

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

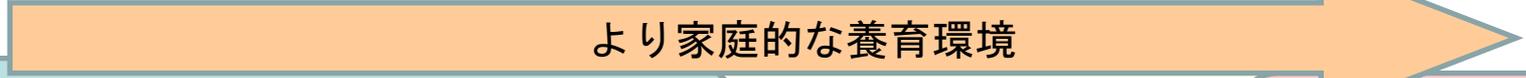
小規模グループケアの例

| | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 児童居室 (2人部屋) | 児童居室 (個室) | 児童居室 (個室) |
| 児童居室 (個室) | リビング 兼 食堂 | |
| 児童居室 (個室) | | |
| 洗濯機 | | |
| 洗面所 | | |
| 風呂 | | |
| キッチン | | 職員 宿直室 |
| トイレ | | |

- ・ 児童数6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

(6) 施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
 中舎(13~19人)
 小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
 就学児童 5.5:1
 3歳以上 4:1
 3歳未満 2:1

585か所
 定員34,464人
 現員28,533人

小規模グループケア

(本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人
 (乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所
 →26年度目標 800か所
 (乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所
 →26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所
 →26年度目標 140か所達成済
 →将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

| | |
|--------|---------|
| 登録里親数 | 7,669世帯 |
| うち養育里親 | 6,121世帯 |
| 専門里親 | 572世帯 |
| 養子縁組里親 | 1,840世帯 |
| 親族里親 | 367世帯 |

委託里親数 2,971世帯
 委託児童数 4,244人

→26年度目標
 養育里親登録 8,000世帯
 専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
 定員3,860人、現員2,843人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

24年3月末 13.6% (速報値)
 →26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
 施設数等のか所数、定員は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。登録里親数、委託里親数は、平成23年3月末福祉行政報告例。
 現員、委託児童数は、平成24年3月末家庭福祉課調べ(速報値)。

(7) 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成23年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成24年5月1日現在の進路）

| | 進学 | | | | 就職 | | その他 | |
|-------------------|---------|-------|-------|------|-----|------|------|------|
| | 高校等 | | 専修学校等 | | | | | |
| 児童養護施設児 2,534人 | 2,379人 | 93.9% | 43人 | 1.7% | 65人 | 2.6% | 47人 | 1.9% |
| (参考) 全中卒者 1,177千人 | 1,156千人 | 98.2% | 4千人 | 0.4% | 4千人 | 0.4% | 12千人 | 1.0% |

② 高等学校等卒業後の進路（平成23年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成24年5月1日現在の進路）

| | 進学 | | | | 就職 | | その他 | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|
| | 大学等 | | 専修学校等 | | | | | |
| 児童養護施設児 1,537人 | 169人 | 11.0% | 168人 | 10.9% | 1,087人 | 70.7% | 113人 | 7.4% |
| うち在籍児 183人 | 37人 | 20.2% | 25人 | 13.7% | 97人 | 53.0% | 24人 | 13.1% |
| うち退所児 1,354人 | 132人 | 9.7% | 143人 | 10.6% | 990人 | 73.1% | 89人 | 6.6% |
| (参考) 全高卒者 1,061千人 | 572千人 | 53.9% | 245千人 | 23.1% | 172千人 | 16.2% | 72千人 | 6.8% |

③ 措置延長の状況（予定を含む）

| 4月1日から6か月未満 | 20歳に到達するまで | その他 |
|-------------|------------|-----|
| 94人 | 60人 | 29人 |

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」(速報値)）。全中卒者・全高卒者は平成23年度学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

2. 措置費の現状と充実

(1) 施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行った。今後とも、引き続き充実を図ることとしている。

児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1.6:1
- 2歳児 2:1
- 年少児(3歳～) 4:1
- 少年(就学～) 5.5:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

措置費

(例)定員45人の児童養護施設の場合

- 事務費
- ・一般分保護単価 174,410円
 - ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 20,860円
 - ・民間施設給与等改善費
3%～16%加算

+

- 事業費
- ・一般生活費 47,430円
 - ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)
予算額1人平均 11,500円



児童1人月額
約27万0千円

※このほかに、
小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、
更に、児童1人月額 約8万1千円加算

(2) 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度には、資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合 216,510円→268,510円)を行った。

| | | 支弁される額 (H24年度) | |
|-------------|---|--|----------|
| 幼稚園費 | 実費 | ※平成21年度～ | |
| 入進学支度費 | 小学校1年生: 39,500円(年額/1人) 中学校1年生: 46,100円(年額/1人) | | |
| 教育費 | 学用品費等 | 小学校: 2,110円(月額/1人) 中学校: 4,180円(月額/1人) | |
| | 教材代 | 実費 | |
| | 通学費 | 実費 | |
| | 学習塾費 | 実費(中学生を対象) | ※平成21年度～ |
| | 部活動費 | 実費(中学生を対象) | ※平成21年度～ |
| 特別育成費 | 公立高校: 22,270円(月額/1人) 私立高校: 32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 58,960円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 55,000円(年額/1人) ※平成24年度～ | | |
| 学校給食費 | 実費(小学生及び中学生を対象) | | |
| 見学旅行費 | 小学校6年生: 20,600円(年額/1人) 中学校3年生: 55,900円(年額/1人) 高等学校3年生: 108,200円(年額/1人) | | |
| 就職、大学進学等支度費 | 就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 79,000円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 189,510円 | } 合計268,510円 ※平成24年度から特別基準の加算を52,000円増額 | |

(3) 措置費予算の改善経緯

| | 予算額 (対前年度増加額) | 主な改善事項 |
|--------|--------------------------|--|
| 平成18年度 | 72,501百万円 (1,240百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・ 小規模グループケアの推進 (527か所→549か所) ・ 就職支度費等の改善 (@67,000円→69,000円) ・ 里親手当の改善 (@32,000円→33,000円) |
| 平成19年度 | 75,255百万円 (2,754百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・ 小規模グループケアの推進 (549か所→580か所) ・ 地域小規模児童養護施設の拡充 (100か所→200か所) ・ 就職支度費等の改善 (@69,000円→71,000円) ・ 里親手当の改善 (@33,000円→34,000円) |
| 平成20年度 | 77,538百万円 (2,283百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設の看護師の常勤配置 (53か所) ・ 小規模グループケアの推進 (580か所→613か所) ・ 就職支度費等の改善 (@71,000円→73,000円) ・ 里親手当の改善 (@34,000円→72,000円 (21年1月～)) ・ 専門里親手当の改善 (@90,200円→123,000円 (21年1月～)) |
| 平成21年度 | 79,748百万円 (2,210百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置 (53か所) ・ 小規模グループケアの推進 (613か所→645か所) ・ 就職支度費等の改善 (@73,000円→75,000円) ・ ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・ 基幹的職員の格付け ・ 学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設 |
| 平成22年度 | 81,272百万円 (1,524百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・ 児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・ 小規模グループケアの推進 (645か所→703か所) ・ 就職支度費等の改善 (@75,000円→77,000円) |
| 平成23年度 | 83,473百万円 (2,202百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模グループケアの推進 (703か所→713か所) ・ 地域小規模児童養護施設の拡充 (200か所→210か所) ・ 就職支度費等の改善 (@77,000円→79,000円) ・ 児童養護施設における定員規模の見直し (62人→58人) |
| 平成24年度 | 89,281百万円 (5,808百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等の人員配置の引上げ (児童養護施設 6:1→5.5:1等) ・ 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員の配置 ・ 小規模グループケアの管理宿直等加算を全グループに配置 ・ 地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定 (月額10万円) ・ 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善 (216,510円→268,510円) 等 |

(4) 18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人（平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実

(1) 人員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

| | | S32~37 | S39 | S41 | S42 | S43 | S44 | S45 | S46 | S47 | S48 | S49 | S51 | S54 | S55 | S57 | S62 | H10 | H16 | H23 | H24 | |
|-----------------|---------------------------|--------|-------|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|------------|-------------------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------------------|---|--|
| 乳児院 (10人以上) | (看護師) 3:1 | | 2.5:1 | | | | | 2:1 | | | | | | 1.7:1 | | | | | | 0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1 | | |
| 児童 養護 施設 | 3歳未満 | 10:1 | 9:1 | 8:1 | | | | 3:1 | | | 3:1 | | | 2:1 | | | | | | 0歳 1.7:1 1歳以上同左 | | |
| | 3歳以上 少年 | | | | | | | 6:1 8:1 | | | 5:1 7:1 | | | 4:1 6:1 | | | | | | | | |
| 情緒障害児 短期治療施設 | | 10:1 | 9:1 | | | | | | | | | | | 5:1 | | | | | | | | |
| 児童自立支援 施設 | | 8:1 | 7:1 | | 6:1 | | | | | | | | | | | | 5:1 | | | | | |
| 母子生活支援 施設 | 寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名 | | | | | | | | | | | 寮母:1名 少年指導員:1名 | | | | | | | | | 母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名 | |

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

| | | S37 | S39 | S41 | S42 | S43 | S44 | S45 | S46 | S47 | S48 | S49 | S51 | S54 | S55 | S57 | S62 | H10 | H16 | H24 |
|------------------|----------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------------------------|------------------------|-------|-----|-----|------------------------|-----|-------------------|---------------------|-------------------------------------|
| 乳児院 (10人以上) | (看護師) 2.5:1 | | | | | | | 2:1 | | | | | 1.7:1 | | | | | 0・1歳 同左 2歳 2:1 | 同左 同左 3歳以上4:1 | 0・1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左 |
| 児童 養護 施設 | 3歳未満 | 5:1 | | | | | | 3:1 | | | | | 2:1 | | | | | | 0歳 1.7:1 1・2歳 同左 | 0・1歳 1.6:1 2歳 同左 |
| | 3歳以上 少年 | | | | | | | 10:1 | | | | | 9:1 | | | | | | | 8:1 |
| 情緒障害児 短期治療施設 | | 10:1 | 9:1 | | | | | | 8:1 | 7:1 | 6:1 | | 5:1 | | | | | | | 4.5:1 |
| 児童自立支援 施設 | | 8:1 | 7:1 | | 6:1 | | | | | | | | | | 5:1 | | | | | 4.5:1 |
| 母子生活 支援 施設 | 母子 指導員 | 1名 | | | | | | | | | | 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名 | | | | | | | | 10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名 |
| | 少年 指導員 | 50世帯未満:1名 50世帯以上:2名 | | | | | | | | | 40世帯未満:1名 40世帯以上:2名 | | | | | 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名 | | | 同左 | |

※ H10 及び H16 の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

(2) 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、**改正後の最低基準**（従うべき基準）は平成25年4月施行

| 施設種別 | 従 来 | 平成24年度予算 | 「社会的養護の課題と将来像」の目標水準 | 直近の改正時期 (措置費) |
|-------------|--|--|---|------------------|
| 児童養護施設 | 児童指導員・保育士 0歳児： <u>1.7:1</u> 1・2歳児： <u>2:1</u> 3歳以上幼児： <u>4:1</u> 小学校以上： <u>6:1</u> | 児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： <u>2:1</u> 3歳以上幼児： <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5.5:1</u> | 児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： <u>2:1</u> 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当 | 昭和51年 |
| 乳児院 | 看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.7:1</u> 2歳児： <u>2:1</u> 3歳以上幼児： <u>4:1</u> | 看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： <u>2:1</u> 3歳以上幼児： <u>4:1</u> | 児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： <u>2:1</u> 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当 | 昭和51年 |
| 情緒障害児短期治療施設 | 児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u> | 児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u> | 児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u> | 昭和51年 |
| 児童自立支援施設 | 児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>5:1</u> | 児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>4.5:1</u> | 児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u> | 昭和55年 |
| 母子生活支援施設 | 母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> | 母子支援員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> | 母子支援員、少年指導員： それぞれにつき <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u> | 昭和57年 |

(3) 居室面積及び居室定員の最低基準の改定

①居室面積（1人当たり）の引上げ

| | 昭和23年 | 昭和36年 | 平成10年 | 平成23年6月～ |
|-------------|-------------------|----------|------------------|--------------------------------|
| 乳児院 | 1. 65㎡以上 | | | 2. 47㎡以上 |
| 児童養護施設 | 2. 47㎡以上 | | 3. 3㎡以上 | 4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上) |
| 情緒障害児短期治療施設 | | 2. 47㎡以上 | 3. 3㎡以上 | 4. 95㎡以上 |
| 児童自立支援施設 | 2. 47㎡以上 | | 3. 3㎡以上 | 4. 95㎡以上 |
| 母子生活支援施設 | 1人あたり 2. 47㎡以上 | | 1人あたり 3. 3㎡以上 | 1室あたり 30㎡以上 |

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡/人以上、障害者支援施設は9. 9㎡/人以上に引き上げられている)

②居室定員の上限の引下げ

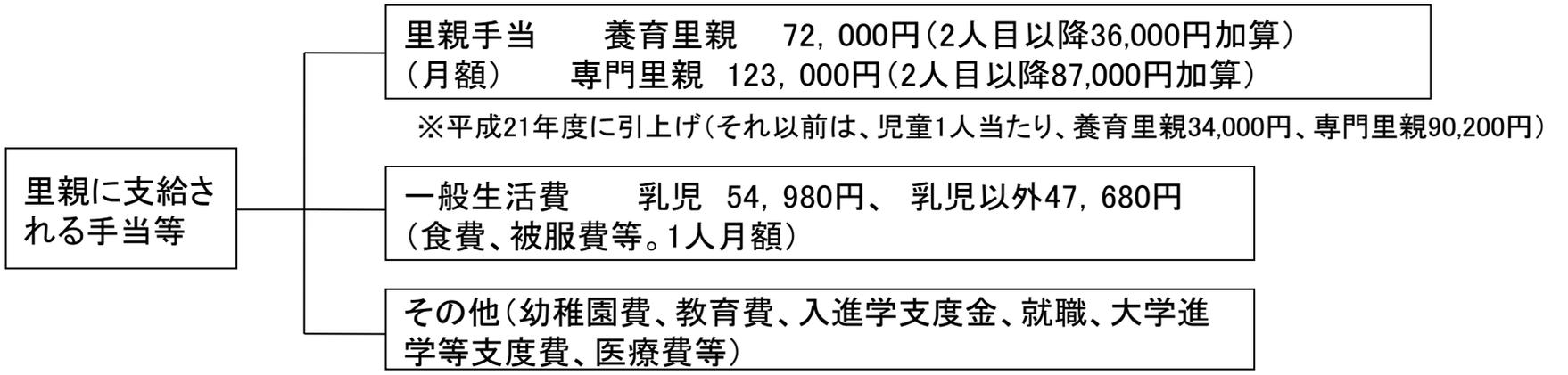
| | 昭和23年 | 昭和36年 | 平成23年6月～ |
|-------------|-------|-------|-------------------------|
| 児童養護施設 | 15人以下 | | 4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下) |
| 情緒障害児短期治療施設 | | 5人以下 | 4人以下 |
| 児童自立支援施設 | 15人以下 | | 4人以下 |

4. 里親委託の推進 (1) 里親制度の概要

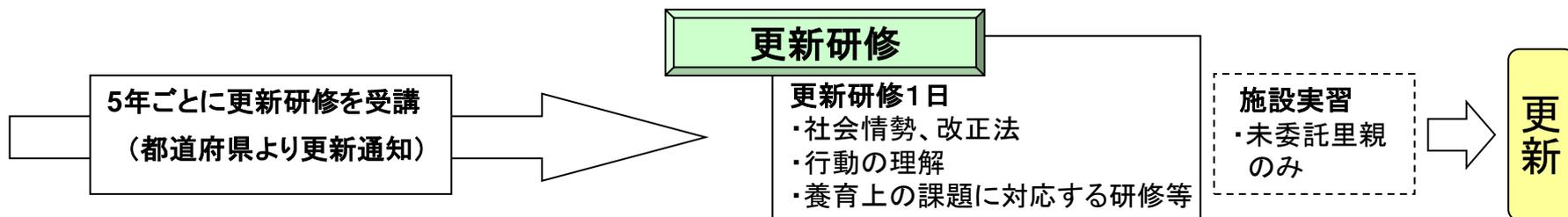
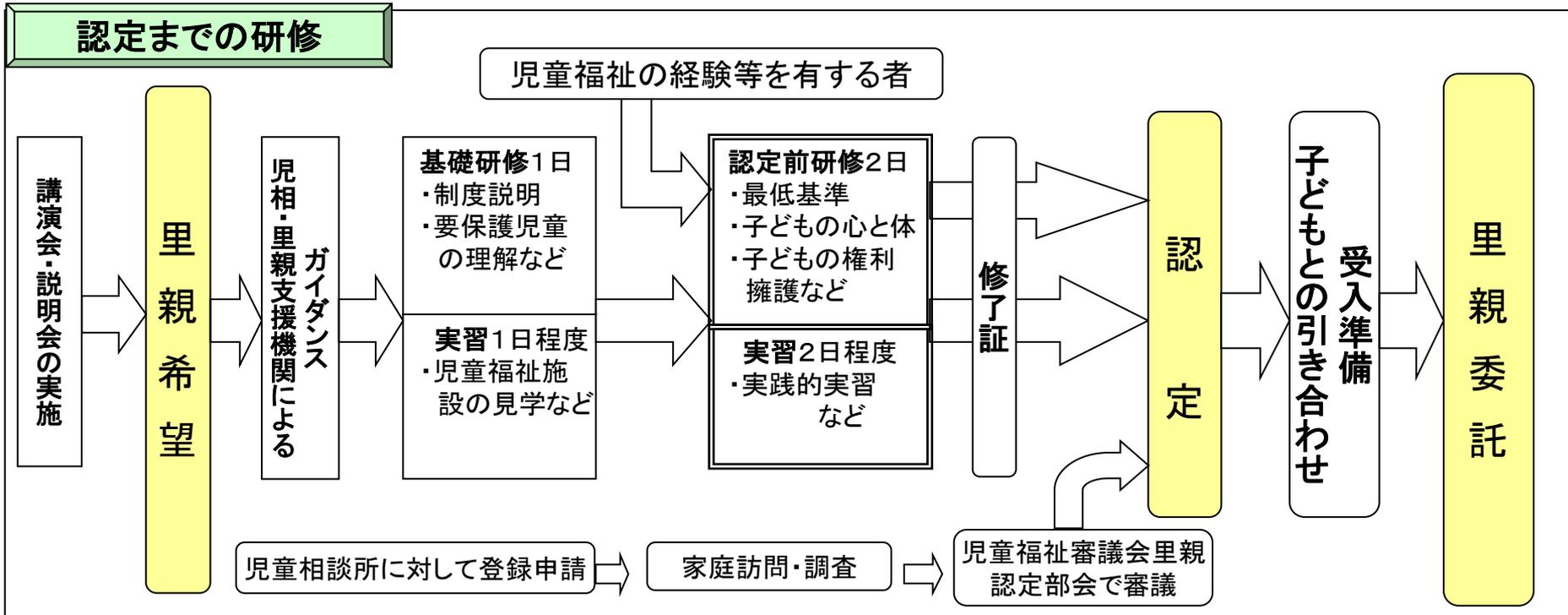
○里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、

- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

| 種類 | 養育里親 | | 養子縁組を希望する里親 | 親族里親 |
|------|--|---|--|--|
| | | 専門里親 | | |
| 対象児童 | 要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童） | 次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童 | 要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童） | 次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと |



(参考1) 養育里親の里親研修と認定の流れ



(参考2)里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

| | 目 的 | 期 間 | 内 容 |
|--|---|-------------------------------------|---|
| (1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修 | ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議） | 1日 ＋ 実習1日程度 | ①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの） |
| (2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される | 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける | 2日 ＋ 実習2日程度 | ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親） |
| (3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する | 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。 | 1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要 | ①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換） |

(参考3)里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン(平成16年12月)で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加(平成16年4月～)
- ・里親委託推進事業実施(平成18年4月～)(児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置)

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・子ども子育てビジョン(平成22年1月)で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成26年度に16%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

(2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成24年3月末には13.6%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

| 年度 | 児童養護施設 | | 乳児院 | | 里親等※1 | | 合計 | |
|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|------------|-----------|
| | 入所児童数 (人) | 割合 (%) | 入所児童数 (人) | 割合 (%) | 委託児童数 (人) | 割合 (%) | 児童数 (人) | 割合 (%) |
| 平成14年度末 | 28,903 | 84.7 | 2,689 | 7.9 | 2,517 | 7.4 | 34,109 | 100 |
| 平成15年度末 | 29,214 | 84.0 | 2,746 | 7.9 | 2,811 | 8.1 | 34,771 | 100 |
| 平成16年度末 | 29,750 | 83.3 | 2,942 | 8.2 | 3,022 | 8.5 | 35,714 | 100 |
| 平成17年度末 | 29,765 | 82.5 | 3,008 | 8.4 | 3,293 | 9.1 | 36,066 | 100 |
| 平成18年度末 | 29,808 | 82.2 | 3,013 | 8.3 | 3,424 | 9.5 | 36,245 | 100 |
| 平成19年度末 | 29,823 | 81.8 | 2,996 | 8.2 | 3,633 | 10.0 | 36,452 | 100 |
| 平成20年度末 | 29,818 | 81.3 | 2,995 | 8.2 | 3,870 | 10.5 | 36,683 | 100 |
| 平成21年度末 | 29,548 | 80.8 | 2,968 | 8.1 | 4,055 | 11.1 | 36,571 | 100 |
| 平成22年度末 | 29,114 | 79.9 | 2,963 | 8.1 | 4,373 | 12.0 | 36,450 | 100 |
| 平成23年度末 | 28,533 | 78.6 | 2,843 | 7.8 | 4,930 | 13.6 | 36,306 | 100 |

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、平成23年度末で153か所、委託児童686人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

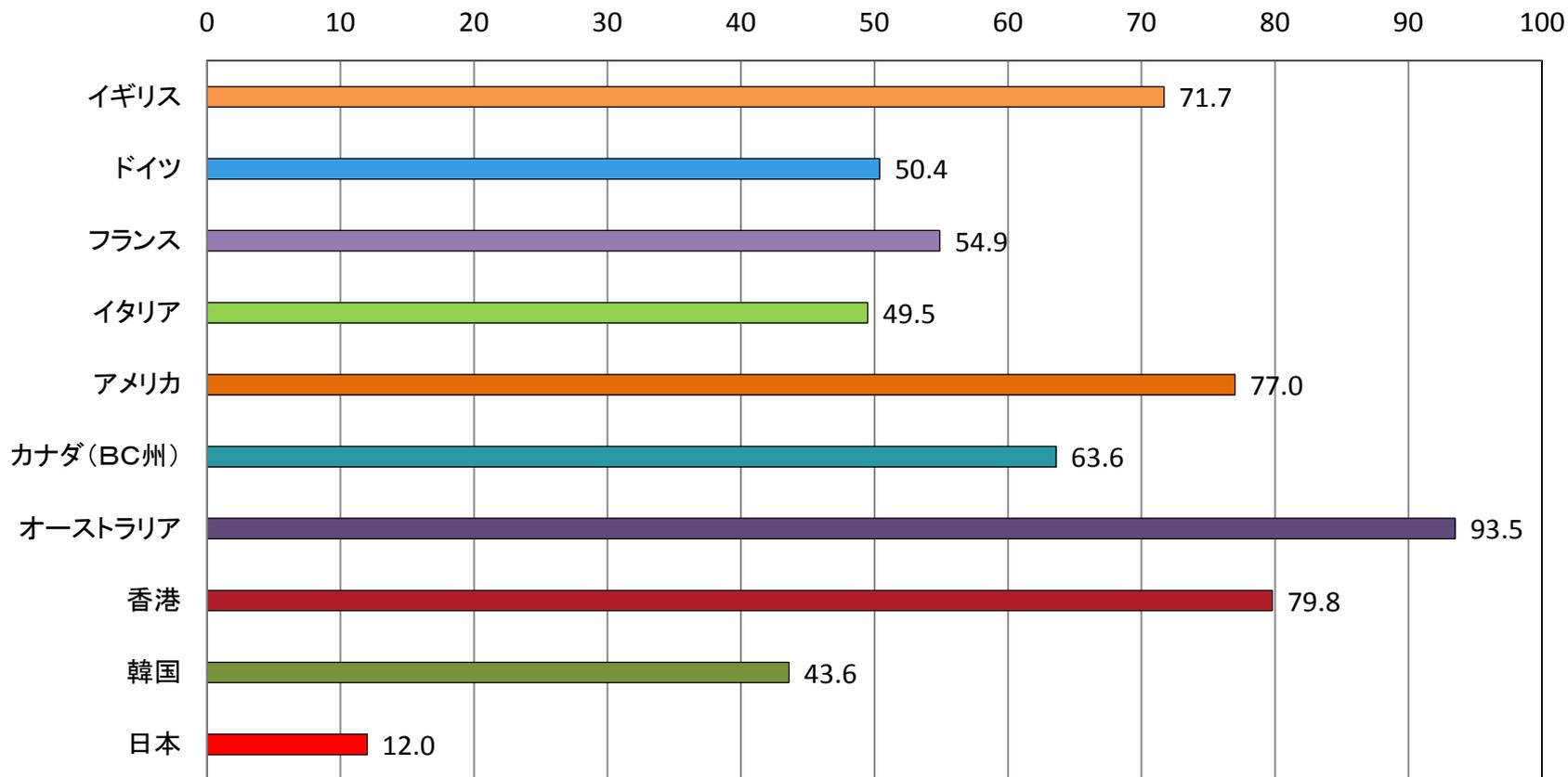
里親等委託率

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在、ただし平成23年度末は速報値)

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況) (%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

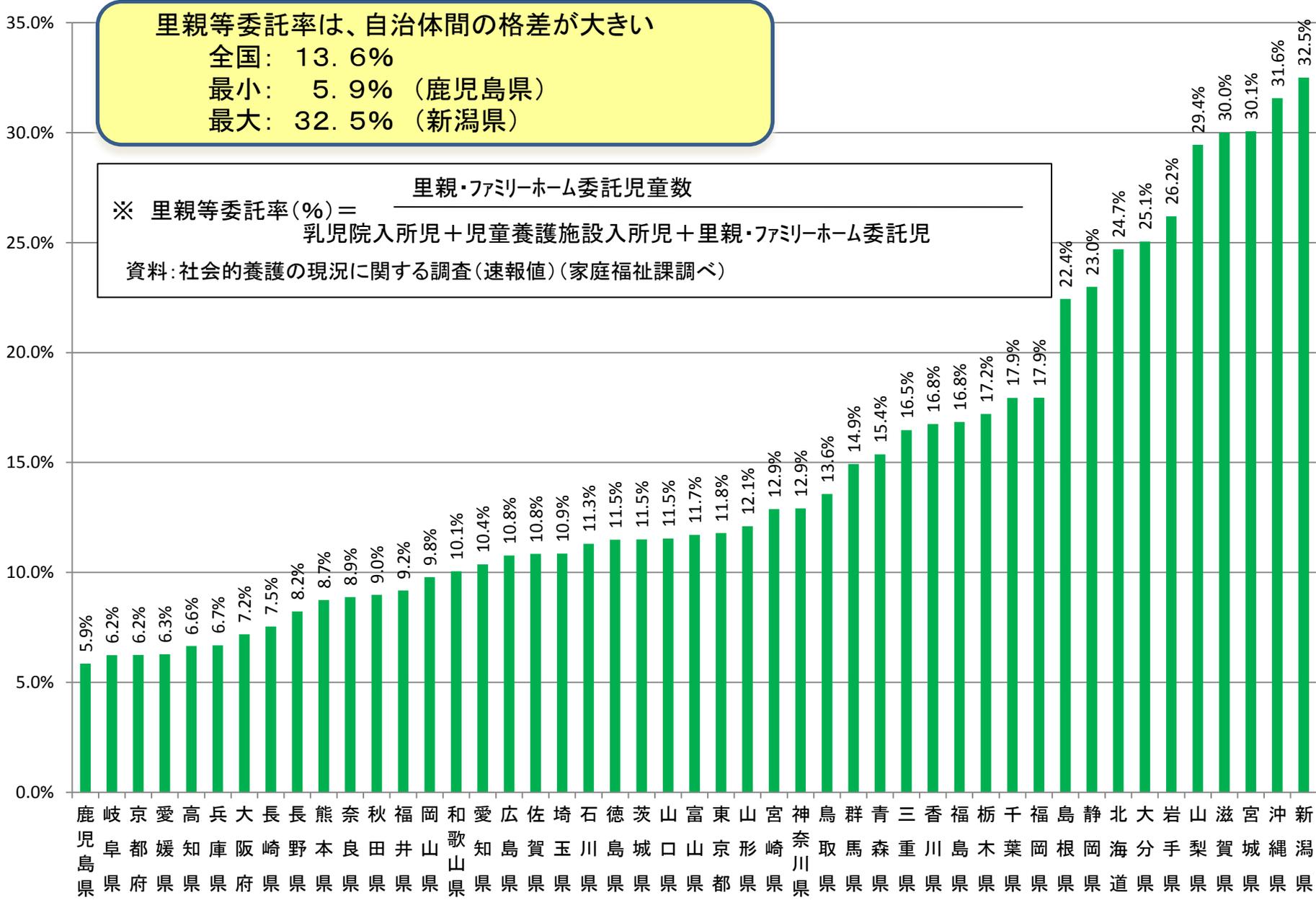
※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(3) 都道府県別の里親等委託率の差

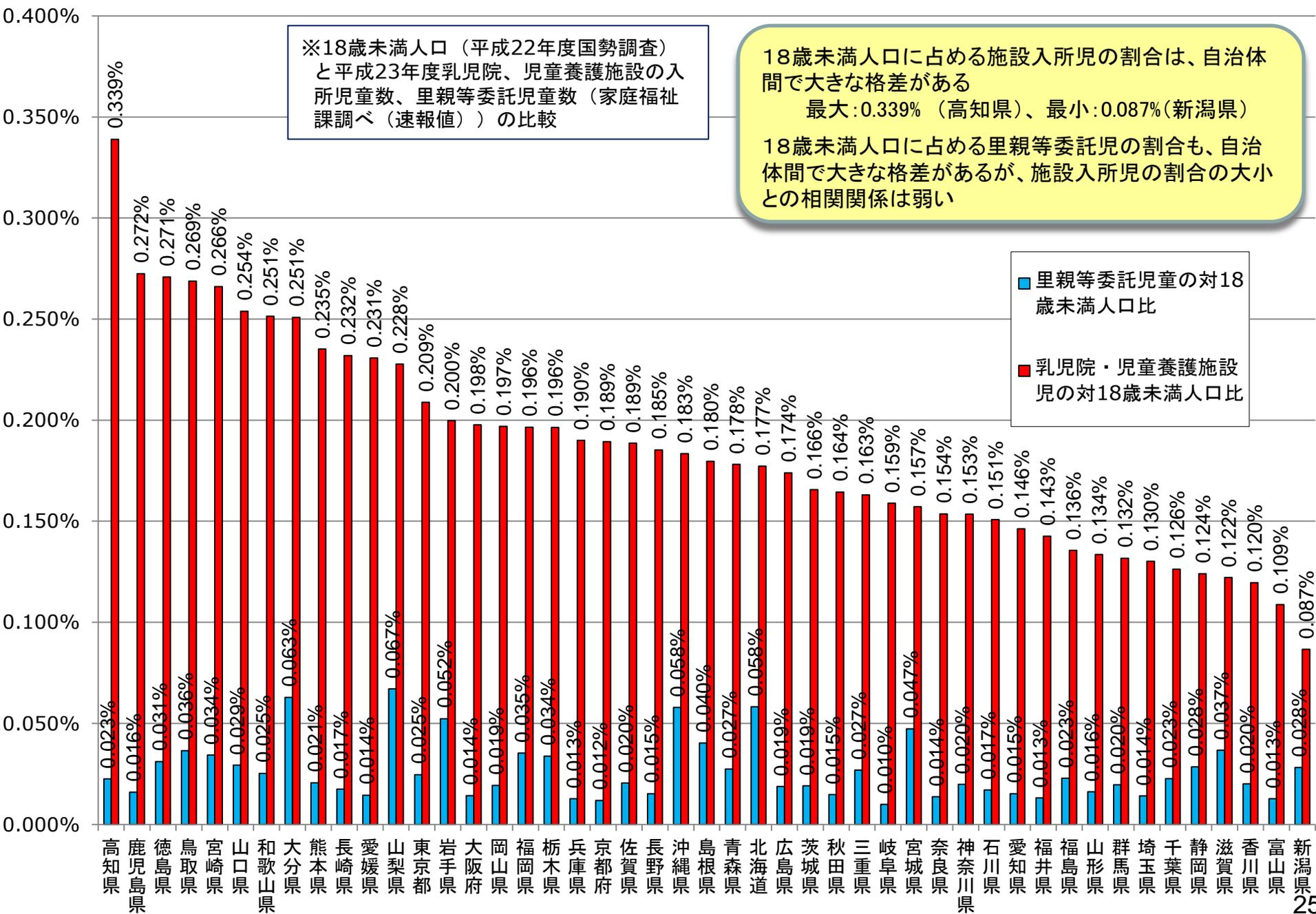
① 47都道府県別里親等委託率(平成24年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 13.6%
 最小： 5.9% (鹿児島県)
 最大： 32.5% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：社会的養護の現況に関する調査(速報値)(家庭福祉課調べ)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



③里親等委託率の最近7年間の増加幅の大きい自治体

- 最近7年間で、福岡市が6.9%から29.3%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

| | | 増加幅 (16→23比較) | 里親等委託率 | |
|----|-----|------------------|---------|---------------------------------------|
| | | | 平成16年度末 | 平成23年度末 |
| 1 | 福岡市 | 22.4%増加 | 6.9% | 29.3% |
| 2 | 大分県 | 17.7%増加 | 7.4% | 25.1% |
| 3 | 札幌市 | 15.5%増加 | 10.8% | 26.3% |
| 4 | 静岡県 | 12.4%増加 | 10.6% | 23.0% <small>(静岡市・浜松市分を含む)</small> |
| 5 | 山梨県 | 11.6%増加 | 17.8% | 29.4% |
| 6 | 福岡県 | 10.7%増加 | 4.0% | 14.7% |
| 7 | 香川県 | 10.3%増加 | 6.5% | 16.8% |
| 8 | 滋賀県 | 9.7%増加 | 20.3% | 30.0% |
| 9 | 佐賀県 | 9.6%増加 | 1.2% | 10.8% |
| 10 | 島根県 | 9.6%増加 | 12.8% | 22.4% |

※宮城県及び岩手県については、増加幅が大きい（宮城県：58.5%増（8.0%→66.5%）、岩手県15.8%増（10.4%→26.2%）が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合 (資料) 社会的養護の現況に関する調査(速報値・平成23年度末現在)

| | | 里親等 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 計 |
|----|------|------|------------|------|------------|--------|------------|--------------|
| | | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | |
| | | ① | ② (①/⑦) | ③ | ④ (③/⑦) | ⑤ | ⑥ (⑤/⑦) | ⑦ (①+③+⑤) |
| 1 | 北海道 | 472 | 24.7% | 41 | 2.1% | 1,398 | 73.2% | 1,911 |
| 2 | 青森県 | 59 | 15.4% | 26 | 6.8% | 299 | 77.9% | 384 |
| 3 | 岩手県 | 110 | 26.2% | 20 | 4.8% | 290 | 69.0% | 420 |
| 4 | 宮城県 | 178 | 30.1% | 68 | 11.5% | 346 | 58.4% | 592 |
| 5 | 秋田県 | 23 | 9.0% | 19 | 7.4% | 214 | 83.6% | 256 |
| 6 | 山形県 | 30 | 12.1% | 19 | 7.7% | 199 | 80.2% | 248 |
| 7 | 福島県 | 78 | 16.8% | 17 | 3.7% | 368 | 79.5% | 463 |
| 8 | 茨城県 | 93 | 11.5% | 57 | 7.0% | 659 | 81.5% | 809 |
| 9 | 栃木県 | 111 | 17.2% | 75 | 11.6% | 459 | 71.2% | 645 |
| 10 | 群馬県 | 66 | 14.9% | 38 | 8.6% | 338 | 76.5% | 442 |
| 11 | 埼玉県 | 164 | 10.9% | 152 | 10.1% | 1,195 | 79.1% | 1,511 |
| 12 | 千葉県 | 219 | 17.9% | 88 | 7.2% | 914 | 74.9% | 1,221 |
| 13 | 東京都 | 437 | 11.8% | 383 | 10.3% | 2,888 | 77.9% | 3,708 |
| 14 | 神奈川県 | 283 | 12.9% | 180 | 8.2% | 1,728 | 78.9% | 2,191 |
| 15 | 新潟県 | 105 | 32.5% | 33 | 10.2% | 185 | 57.3% | 323 |
| 16 | 富山県 | 22 | 11.7% | 18 | 9.6% | 148 | 78.7% | 188 |
| 17 | 石川県 | 33 | 11.3% | 14 | 4.8% | 245 | 83.9% | 292 |
| 18 | 福井県 | 18 | 9.2% | 32 | 16.3% | 146 | 74.5% | 196 |
| 19 | 山梨県 | 96 | 29.4% | 19 | 5.8% | 211 | 64.7% | 326 |
| 20 | 長野県 | 55 | 8.2% | 50 | 7.5% | 564 | 84.3% | 669 |
| 21 | 岐阜県 | 35 | 6.2% | 29 | 5.2% | 497 | 88.6% | 561 |
| 22 | 静岡県 | 177 | 23.0% | 49 | 6.4% | 544 | 70.6% | 770 |
| 23 | 愛知県 | 194 | 10.4% | 174 | 9.3% | 1,503 | 80.3% | 1,871 |
| 24 | 三重県 | 83 | 16.5% | 29 | 5.8% | 392 | 77.8% | 504 |

| | | 里親等 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 計 |
|----|------|-------|------------|-------|------------|--------|------------|--------------|
| | | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | |
| | | ① | ② (①/⑦) | ③ | ④ (③/⑦) | ⑤ | ⑥ (⑤/⑦) | ⑦ (①+③+⑤) |
| 25 | 滋賀県 | 93 | 30.0% | 35 | 11.3% | 182 | 58.7% | 310 |
| 26 | 京都府 | 48 | 6.2% | 77 | 10.0% | 644 | 83.7% | 769 |
| 27 | 大阪府 | 200 | 7.2% | 290 | 10.4% | 2,293 | 82.4% | 2,783 |
| 28 | 兵庫県 | 117 | 6.7% | 144 | 8.2% | 1,489 | 85.1% | 1,750 |
| 29 | 奈良県 | 31 | 8.9% | 25 | 7.2% | 293 | 84.0% | 349 |
| 30 | 和歌山県 | 40 | 10.1% | 40 | 10.1% | 318 | 79.9% | 398 |
| 31 | 鳥取県 | 35 | 13.6% | 31 | 12.0% | 192 | 74.4% | 258 |
| 32 | 島根県 | 46 | 22.4% | 20 | 9.8% | 139 | 67.8% | 205 |
| 33 | 岡山県 | 62 | 9.8% | 35 | 5.5% | 537 | 84.7% | 634 |
| 34 | 広島県 | 88 | 10.8% | 46 | 5.6% | 683 | 83.6% | 817 |
| 35 | 山口県 | 66 | 11.5% | 26 | 4.5% | 480 | 83.9% | 572 |
| 36 | 徳島県 | 37 | 11.5% | 28 | 8.7% | 257 | 79.8% | 322 |
| 37 | 香川県 | 32 | 16.8% | 18 | 9.4% | 141 | 73.8% | 191 |
| 38 | 愛媛県 | 33 | 6.3% | 44 | 8.4% | 449 | 85.4% | 526 |
| 39 | 高知県 | 26 | 6.6% | 27 | 6.9% | 338 | 86.4% | 391 |
| 40 | 福岡県 | 293 | 17.9% | 130 | 8.0% | 1,210 | 74.1% | 1,633 |
| 41 | 佐賀県 | 31 | 10.8% | 18 | 6.3% | 237 | 82.9% | 286 |
| 42 | 長崎県 | 42 | 7.5% | 28 | 5.0% | 487 | 87.4% | 557 |
| 43 | 熊本県 | 63 | 8.7% | 41 | 5.7% | 617 | 85.6% | 721 |
| 44 | 大分県 | 120 | 25.1% | 17 | 3.5% | 342 | 71.4% | 479 |
| 45 | 宮崎県 | 67 | 12.9% | 33 | 6.3% | 420 | 80.8% | 520 |
| 46 | 鹿児島県 | 46 | 5.9% | 45 | 5.7% | 695 | 88.4% | 786 |
| 47 | 沖縄県 | 173 | 31.6% | 15 | 2.7% | 360 | 65.7% | 548 |
| | 全国 | 4,930 | 13.6% | 2,843 | 7.8% | 28,533 | 78.6% | 36,306 |

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(5) 里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

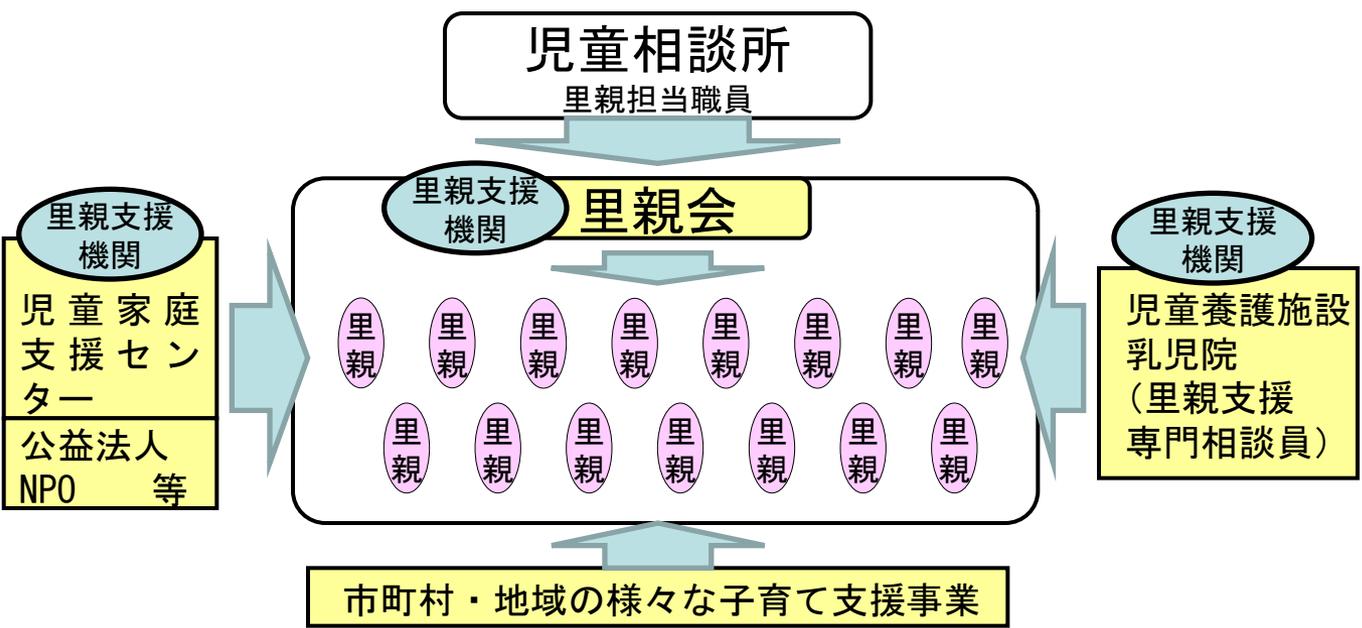
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員（23年度：206児相中117か所）
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成24年度新規）
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

①里親支援と里親支援機関

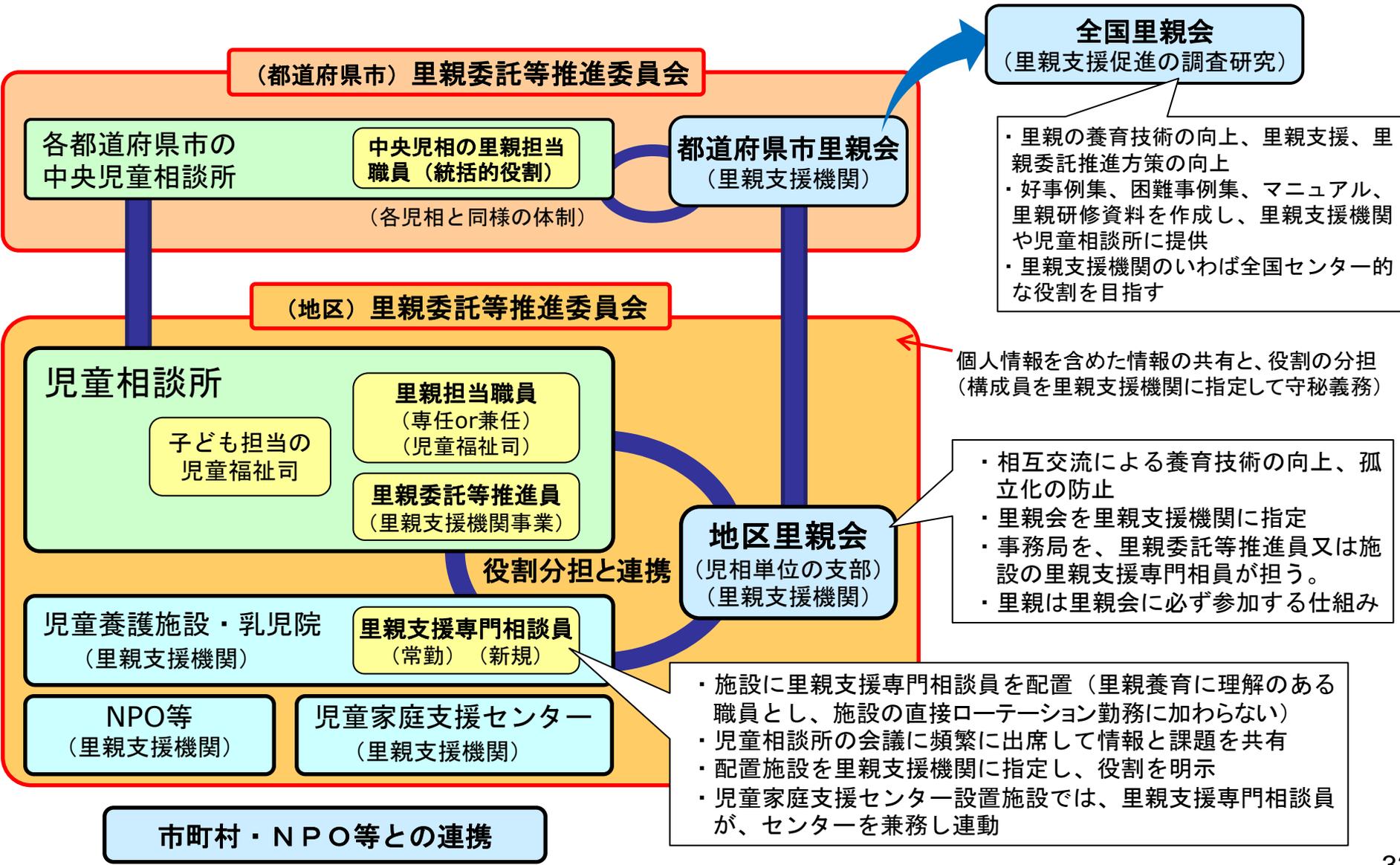
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



| 里親支援機関事業 | |
|--|------------------------------------|
| 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能 | |
| 里親制度普及促進事業 | 普及啓発 養育里親研修 専門里親研修 |
| 里親委託推進・支援等事業 | 里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流 |

③ 児童相談所単位での里親支援の体制整備

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



全国里親会
(里親支援促進の調査研究)

- ・ 里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上
- ・ 好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供
- ・ 里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す

個人情報を含めた情報の共有と、役割の分担
(構成員を里親支援機関に指定して守秘義務)

- ・ 相互交流による養育技術の向上、孤立化の防止
- ・ 里親会を里親支援機関に指定
- ・ 事務局を、里親委託等推進員又は施設の里親支援専門相員が担う。
- ・ 里親は里親会に必ず参加する仕組み

- ・ 施設に里親支援専門相談員を配置 (里親養育に理解のある職員とし、施設の直接ローテーション勤務に加わらない)
- ・ 児童相談所の会議に頻繁に出席して情報と課題を共有
- ・ 配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示
- ・ 児童家庭支援センター設置施設では、里親支援専門相談員が、センターを兼務し連動

④里親支援機関と児童相談所の役割

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となっていく。

里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

里親制度普及

里親の認定
・登録

里親委託

里親支援
・指導

委託解除

| | |
|--------------|---|
| ○認定、登録に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 申請の受理 里親認定の決定、通知 里親の登録、更新、取消申請の受理等 |
| ○委託に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 里親委託の対象となる子どもの特定 子どものアセスメント 委託する里親の選定 里親委託の措置の決定 措置に当たっての里親や子どもへの説明 自立支援計画の策定、里親への説明 |
| ○里親指導・連絡調整 | <ul style="list-style-type: none"> 養育上の指導、養育状況の把握 実親（保護者）との関係調整 レスパイトケアの利用決定 自立支援計画の見直し |
| ○里親委託の解除 | <ul style="list-style-type: none"> 委託解除の決定 解除に当たっての里親や子どもへの対応 |

| | |
|--------------------|--|
| ●新規里親の開拓 | <ul style="list-style-type: none"> 里親制度の広報啓発 講演会、説明会、体験発表会等の開催 |
| ●里親候補者の週末里親等の調整 | |
| ●里親への研修 | <ul style="list-style-type: none"> 登録前研修の実施 更新研修の実施 その他の研修 |
| ●里親委託の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 未委託里親の状況や意向の把握 子どもに適合する里親を選定するための事前調整 里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整 |
| ●里親家庭への訪問、電話相談 | |
| ●レスパイトケアの調整 | |
| ●里親サロンの運営(里親の相互交流) | |
| ●里親会活動への参加勧奨、活動支援 | |
| ●アフターケアとしての相談 | |

⑤里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業（都道府県・指定都市・児相設置市単位）
補助基準額：1 都道府県市当たり 4,043千円（平成24年度）

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施）
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業（児童相談所単位）
補助基準額：1 か所当たり 7,395千円（平成24年度）

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

⑥里親支援機関事業の実施状況（平成23年度）

| 事業種別 | | 直営 | 委託 | 委託先 | | | | | | |
|--|----------------------|---------|------|-----|--------------------|-----|------------|-------------------|--------------------|---|
| | | | | 里親会 | 児童家庭 支援 センター | 乳児院 | 児童養 護施設 | (社福) 母子 愛育会 | 公益法人 NPO法人 等 | |
| 里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市) | 里親制度 普及促進 事業 | 普及啓発 | 42 | 27 | 12 | 5 | 1 | 2 | 0 | 7 |
| | | 養育里親研修 | 51 | 29 | 9 | 4 | 4 | 6 | 0 | 6 |
| | 68自治体 | 専門里親研修 | 12 | 71 | 3 | 1 | 1 | 3 | 59 | 4 |
| | 里親委託 推進・支 援等事業 | 里親委託支援等 | 50 | 13 | 5 | 2 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| | | 訪問支援 | 47 | 15 | 1 | 5 | 3 | 2 | 0 | 4 |
| | | 60自治体 | 相互交流 | 31 | 37 | 23 | 5 | 1 | 2 | 0 |
| 実施自治体・受託機関数 | | 62 | 154 | 30 | 9 | 12 | 33 | 59 | 11 | |

家庭福祉課調べ（平成23年4月）

5. 施設運営指針、里親等養育指針

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、第三者評価基準の評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、
- ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、
- ②発達の保障と自立支援、
- ③回復を目指した支援、
- ④家族との連携協働、
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設： 養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院： 乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設： 心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設： 生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設： 入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム： 養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応（児童養護98、乳児院80、情短96、児童自立96、母子施設85項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

(参考1) 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

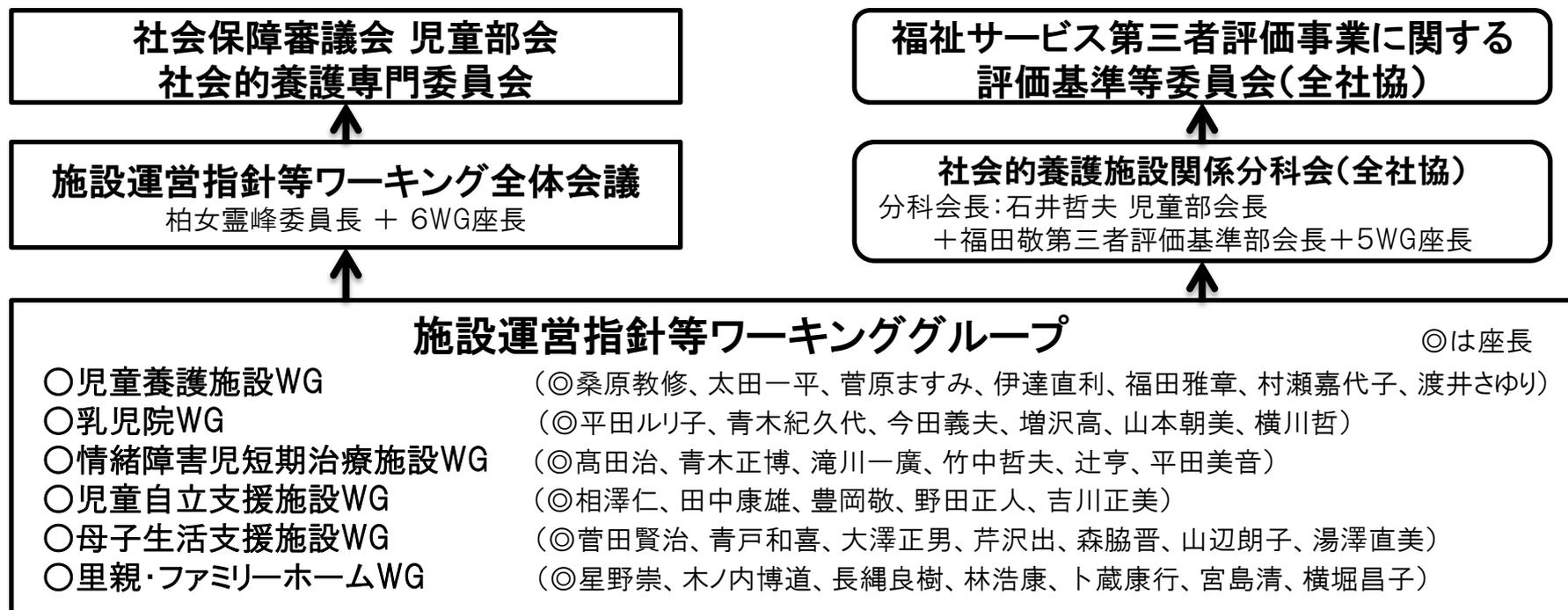
| 児童養護施設 | 乳児院 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童自立支援施設 | 母子生活支援施設 | 里親・ファミリーホーム |
|------------------|---------------|----------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 第Ⅰ部 総論 | 第Ⅰ部 総論 | 第Ⅰ部 総論 | 第Ⅰ部 総論 | 第Ⅰ部 総論 | 第Ⅰ部 総論 |
| 1. 目的 | 1. 目的 | 1. 目的 | 1. 目的 | 1. 目的 | 1. 目的 |
| 2. 社会的養護の基本理念と原理 | | | | | |
| 3. 児童養護施設の役割と理念 | 3. 乳児院の役割と理念 | 3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念 | 3. 児童自立支援施設の役割と理念 | 3. 母子生活支援施設の役割と理念 | 3. 里親・ファミリーホームの役割と理念 |
| 4. 対象児童 | 4. 対象児童 | 4. 対象児童 | 4. 対象児童 | 4. 利用対象 | 4. 対象児童 |
| 5. 養育のあり方の基本 | 5. 養育のあり方の基本 | 5. 治療・支援のあり方の基本 | 5. 支援のあり方の基本 | 5. 支援のあり方の基本 | 5. 家庭養護のあり方の基本 |
| 6. 児童養護施設の将来像 | 6. 乳児院の将来像 | 6. 情緒障害児短期治療施設の将来像 | 6. 児童自立支援施設の将来像 | 6. 母子生活支援施設の将来像 | 6. 里親等の支援 |
| 第Ⅱ部 各論 | 第Ⅱ部 各論 | 第Ⅱ部 各論 | 第Ⅱ部 各論 | 第Ⅱ部 各論 | 第Ⅱ部 各論 |
| 1 養育・支援 | 1 養育・支援 | 1 治療・支援 | 1 支援 | 1 支援 | 1 養育・支援 |
| 2 家族への支援 | 2 家族への支援 | 2 家族への支援 | 2 家族への支援 | | |
| 3 自立支援計画、記録 | 3 自立支援計画、記録 | 3 自立支援計画、記録 | 3 自立支援計画、記録 | 2 自立支援計画、記録 | 2 自立支援計画と記録 |
| 4 権利擁護 | 4 権利擁護 | 4 権利擁護 | 4 権利擁護 | 3 権利擁護 | 3 権利擁護 |
| 5 事故防止と安全対策 | 5 事故防止と安全対策 | 5 事故防止と安全対策 | 5 事故防止と安全対策 | 4 事故防止と安全対策 | |
| 6 関係機関連携・地域支援 | 6 関係機関連携・地域支援 | 6 関係機関連携・地域支援 | 6 関係機関連携・地域支援 | 5 関係機関連携・地域支援 | 4 関係機関・地域との連携 |
| 7 職員の資質向上 | 7 職員の資質向上 | 7 職員の資質向上 | 7 職員の資質向上 | 6 職員の資質向上 | 5 養育の技術向上等 |
| 8 施設の運営 | 8 施設運営 | 8 施設運営 | 8 施設運営 | 7 施設運営 | |

(参考2) 指針及び第三者評価基準の検討経過

- 平成23年8月末に6つのワーキングを設置して、12月までに指針案を作成し、1月の社会的養護専門委員会で議論。
- その後、施設関係の5ワーキングで、指針各論に対応した第三者評価基準案を作成。指針案も引き続き検討。
里親・ファミリーホームWGでは、里親支援のあり方、里親委託ガイドラインの見直しを検討。
- 平成24年3月に、第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会の評価基準等委員会で検討した上で、社会的養護専門委員会で議論し、3月29日に、指針及び第三者評価基準を策定。

- ・[児童養護WG] 9/27、10/11、10/25、11/16、11/28、1/26、2/7、2/20(8回)
- ・[乳児院WG] 9/28、10/24、11/7、11/29、1/23、2/6、2/21(7回)
- ・[情短施設WG] 9/26、10/20、11/8、11/21、1/24、2/13、2/22 (7回)
- ・[児童自立支援施設WG] 9/13、10/18、11/8、11/22、1/31、2/7、2/15 (7回)
- ・[母子生活支援施設WG] 9/20、10/18、11/17、11/28、1/30、2/15、2/24 (7回)
- ・[里親・ファミリーホームWG] 9/30、10/12、10/26、11/14、11/25、1/30、2/14 (7回)
- ・[全体会合] 8/30、11/1、3/1 (3回)
- ・[分科会] 11/1、3/1 (2回)
- ・[第三者評価基準等委員会] 3/6
- ・[社会的養護専門委員会] 1/16、3/21

※第三者評価については、平成24年度前半に、評価者研修等を行い、実質的に平成24年度の後半から実施予定。



| | | |
|---|--|---|
| <p>全体会合座長： 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授(社会的養護専門委員会委員長)</p> | | |
| <p>児童養護施設WG</p> | <p>○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり</p> | <p>全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長</p> |
| <p>乳児院WG</p> | <p>○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高</p> | <p>全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長</p> |
| <p>情緒障害児短期 治療施設WG</p> | <p>○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫</p> | <p>全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授</p> |
| <p>児童自立支援 施設WG</p> | <p>○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄</p> | <p>全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授</p> |
| <p>里親・ファミリー ホームWG</p> | <p>○星野 崇 木ノ内 博道 ト蔵 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子</p> | <p>全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授</p> |
| <p>母子生活支援施設 WG</p> | <p>○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美</p> | <p>全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授</p> |

6. 社会的養護関係施設の第三者評価等

(1) 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

○第三者評価の実施状況（平成22年度）

- ・受審件数：2985件（うち東京都1979件、京都府207件、神奈川県148件、愛知県110件、大阪府80件）
- ・評価機関数：454機関
- ・評価調査者養成研修修了者数：815人（平成22年度までに合計10,474人）
- ・受審率：特別養護老人ホーム7.52%、知的障害者入所更生施設5.07%、保育所3.71%、児童養護施設14.01%、乳児院12.20%

○第三者評価の推進体制

①全国推進組織：全国社会福祉協議会

- ・第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定 等

②都道府県推進組織：行政32, 社協12, 社団財団2, その他1

- ・第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・評価機関の認証、評価調査者の研修 等

○第三者評価事業の経緯

- ・平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出
- ・平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」を局長通知として発出
- ・平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）

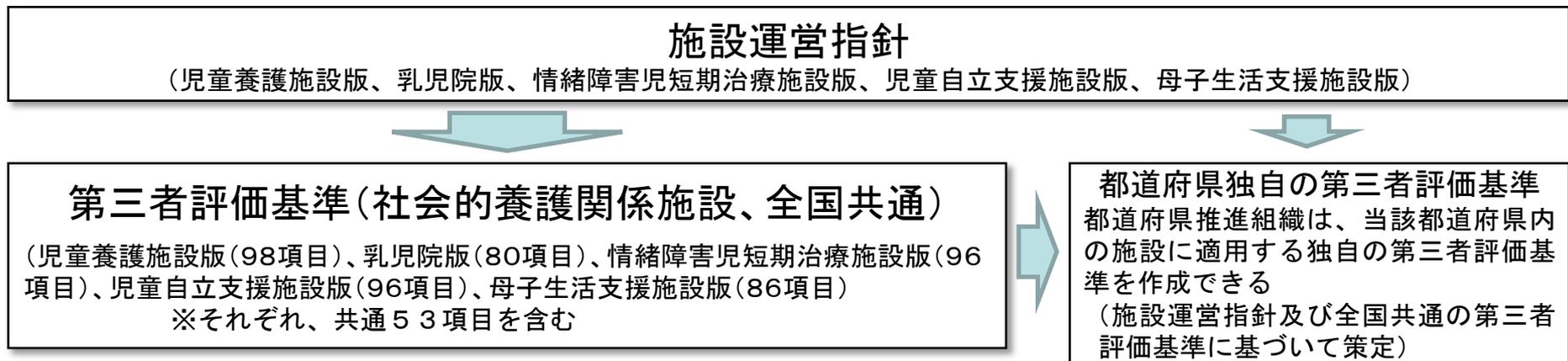
(2) 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

| | 社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知) | 社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知) |
|-------|--|--|
| 受審 | 規定なし(受審は任意) | 3年に1回以上受審しなければならない |
| 評価基準 | 都道府県推進組織が策定した評価基準 | 全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能 |
| 評価機関 | 都道府県推進組織が認証した評価機関 | 全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能 |
| 認証要件 | 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。 | 全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3年で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件 |
| 研修 | 都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 | 全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。 |
| 利用者調査 | 利用者調査を実施するよう努める。 | 利用者調査を実施する。 |
| 結果公表 | 公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。 | 全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能 |
| 自己評価 | 規定なし(自己評価は任意) | 毎年度、自己評価を行わなければならない |

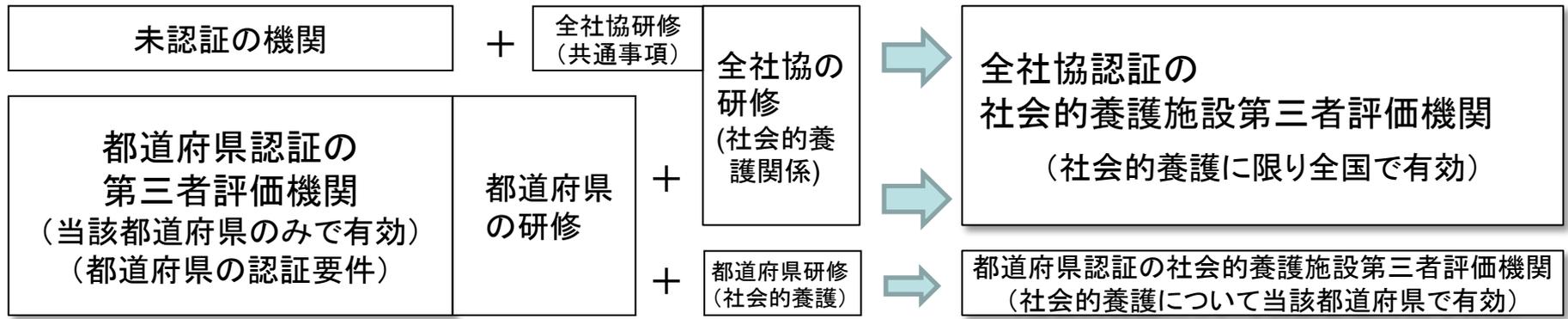
(3) 社会的養護関係施設の第三者評価基準について

社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針を策定したところであり、これに対応した全国共通の第三者評価基準を作成した。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



(4) 社会的養護関係施設の第三者評価機関の認証について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



(5) その他

○平成24年度から、社会的養護関係施設の第三者評価の受診経費について、3年に1回、30万円を上限に措置費に算定。

○社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準については、今後、概ね3年ごとに定期的に見直しを行う予定。

(参考)関係条文

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

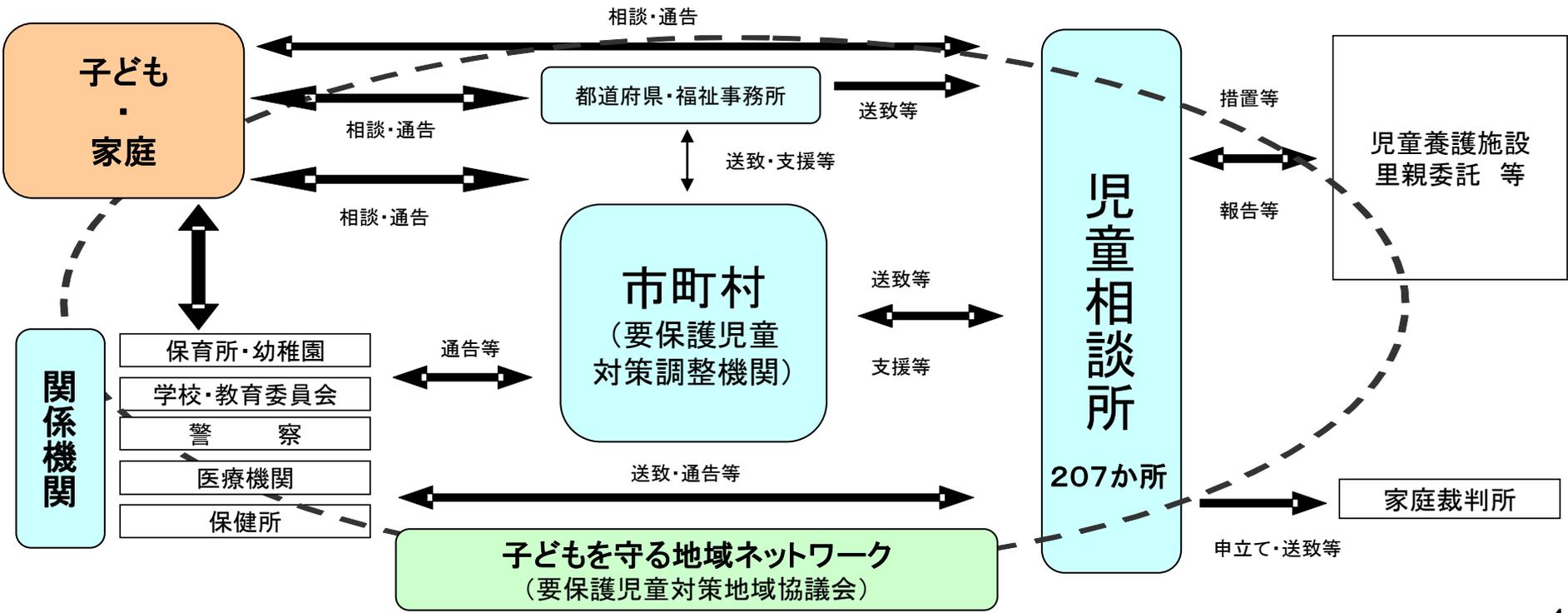
第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

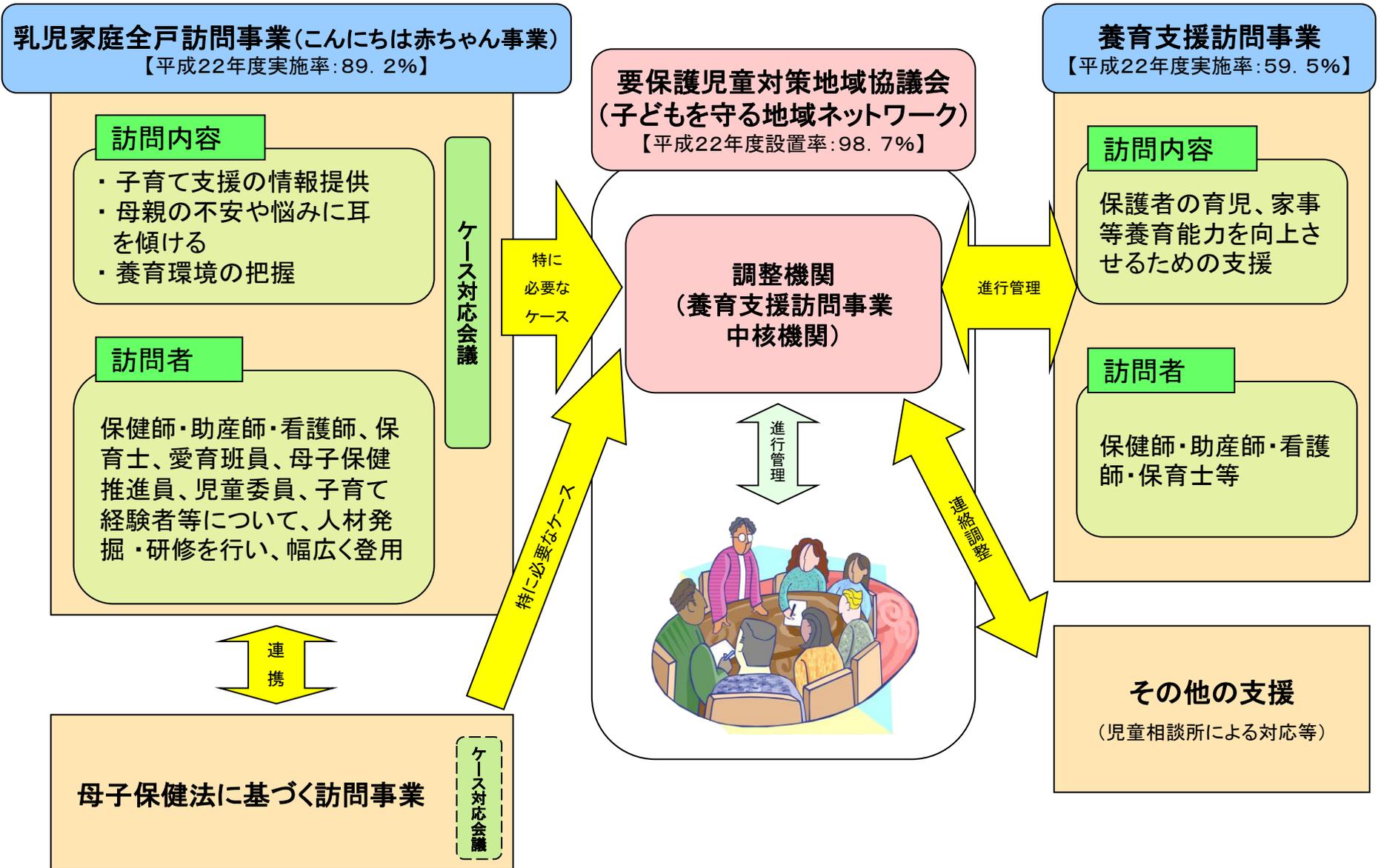
7. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。
- 社会的養護の施設が要保護児童対策地域協議会に参加して地域支援の連携を図ったり、養育支援訪問事業を市町村から受託するなどの取組が重要。



発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - 〔・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室 $7.1\text{m}^2 \rightarrow 9.0\text{m}^2$ 、全体 $23.5\text{m}^2 \rightarrow 25.9\text{m}^2$ 、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ($2.47\text{m}^2 \rightarrow 3.3\text{m}^2$ 、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)



平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

9. 平成23年からの主な取組

平成23年

- 1月19日 ・ 「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置
- 3月30日 ・ 各種実施要綱改正による運営の弾力化
 - ・ 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正
 - ・ 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮約を作成して周知
- 4月～ ・ 東日本大震災で両親を無くした児童について親族による里親制度を弾力適用
- 6月3日 ・ 児童虐待の防止等のための親権制度の見直し（民法及び児童福祉法の改正法の公布、平成24年4月施行）
- 6月17日 ・ 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（同日公布施行）
- 7月 ・ 「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ
 - ※児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（6月30日）
 - ※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（7月11日）
- 7月19日 ・ 子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正
- 7月27日 ・ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について通知
- 7月29日 ・ 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（少子化社会対策会議決定）
 - ※都道府県は、社会的養護等の専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保。
 - ※社会保障・税一体改革成案（6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）でも、社会保障の主な改革項目の中で、子ども子育ての分野に、社会的養護の充実が記載
- 8月30日～ ・ 施設運営指針及び里親等養育指針等について6つのワーキングによる検討
- 9月1日 ・ 社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正（同日公布）
 - ※施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化（第1回の施設長研修を24年2月に実施）
 - ※社会的養護の施設の第三者評価の義務化（平成24年度から）
 - ※親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
 - ※自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- 10月1日 ・ 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給（平成24年度からは児童手当法改正により恒久化）
- 10月7日 ・ 児童福祉施設最低基準の条例委任化のための従うべき基準・参酌すべき基準の策定（省令改正を同日公布）
- 12月28日 ・ 児童養護施設等及び里親等の措置延長、措置継続、再措置等について通知

平成24年

- 3月29日 ・ 施設運営指針、里親等養育指針、第三者評価基準の策定、社会的養護の第三者評価の実施方法を通知
 - ・ 各種の実実施要綱改正による運用改善の通知、里親支援の充実に関する里親委託ガイドラインの改正を通知
 - ・ 家庭養護の理念明確化のためのファミリーホームの要件規定の改正（児福法施行規則改正を同日公布。4月1日施行）
- 4月5日 ・ 平成24年度予算による改善事項の交付要綱、関係通知
- 5月31日 ・ 人員配置の引上げを反映させるための設備運営基準（児童福祉施設最低基準の基準となる省令）の改正
- 5月～ ・ 里親委託等推進委員会、施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキング、親子関係再構築支援ワーキングで検討

(1) 平成23年4月に実施した実施要綱改正等の概要

1. 小規模グループケアの実実施要綱改正

①定員要件の弾力化

- ・ 児童養護： 「原則6人」 → 「原則6人～8人」
- ・ 情短、児童自立： 「原則5人」 → 「原則5人～7人」
- ・ 乳児院： 「原則4人」 → 「原則4人～6人」

②グループ数要件の緩和

- ・ 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能
(要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」

→ 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。

(要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画（本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容）を策定するとともに、里親支援を行う。」

③管理宿直等職員の配置の要件緩和

- ・ 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

④居室面積の基準の引上げ

- ・ 児童養護施設1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

⑤毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

2. 地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

①設置要件の弾力化等

- ・ 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。
- ・ 本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

②居室面積の基準の引上げ

- ・ 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

③毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

- ・平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

- ・平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

5. 児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

6. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。
- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。
- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

7. 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

8. 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託優先の原則を明示
- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

(2) 平成24年4月に実施した実施要綱改正等の概要（措置費予算事項以外の運用改善）

1. 小規模グループケアの実施要綱改正

- 小規模なグループによるケアに、①本体施設内で行うものと、②分園型小規模グループケアを明記。
- 1施設2グループまで（特例で6グループまで可能）の規定を改め、1施設6グループまで可能とし、その際の要件を定める規定に改正

2. 職業指導員についての取扱いの見直し

- 職業指導員の業務内容を、①児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等、②実習、講習等による職業指導、③入所児童の就職の支援、④退所児童のアフターケアとし、申請により配置できることとした。

3. レスパイト・ケアの弾力化（「里親の一時的な休息のための援助の実施について」の改正）

- レスパイト・ケアについて、「年7日以内」の制限を廃止し、「都道府県市が必要と認める日数」に弾力化。

4. 分園型自活訓練事業の見直し（施設機能強化推進費実施要綱等の改正）

- 児童養護施設の分園型自活訓練事業については、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に移行できない場合のみを対象とすることとし、移行を促進。

5. 身元保証人確保対策事業の実施要綱の改正

- 申請期間（現在は施設退所後6か月以内）を、1年以内に延長
- 就職時の身元保証の期間（現在は原則最長3年）を、最長5年まで延長可能とする。
- 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間（現在は原則最長3年）を、最長4年まで延長可能とする。

6. 里親委託ガイドラインの改正

- 定期的な家庭訪問の回数を規定（委託直後の2か月間は2週に1回程度、2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度。そのほか、養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。）。複数の相談窓口。
- 里親委託及び里親支援の体制整備（担当職員、里親委託等推進員、里親支援専門相談員、里親会、児童家庭支援センター、その他の里親支援機関の役割分担と連携等）等

7. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関の指定の仕組みを規定（委託先のほか、里親支援機関事業の委託の有無にかかわらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、里親支援機関に指定することが望ましい）等

8. ファミリーホーム実施要綱の改正

- 児童福祉法施行規則の改正とあわせ、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であること明確化し、養育者はファミリーホームに生活の本拠を置くものなければならない等とする改正。

(3)平成24年度の措置費保護単価等の主な改正内容

事務費

- 各施設の一般分保護単価の改定
 - ・ 基本的人員配置の引上げ
 - ・ 加算職員の最低基準化に伴い、家庭支援専門相談員加算、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満の乳児院を除く)、定員45人以下の児童養護施設の小規模施設加算を、一般分保護単価に合算
- 新たな加算の新設
 - ・ 里親支援専門相談員加算、第三者評価受審費加算（1回30万円）、建物の賃借費加算（月額10万円）
- すべての小規模グループケアごとに小規模グループケア管理宿直等職員加算を算定できるようにし、同加算を小規模グループケア加算に合算
- 定員規模別の保護単価表を、定員10人ごとの刻みから定員5人ごとに細分化し、定員規模による不利を解消。
 - ・ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設。（乳児院は従来から5人刻み）
- 次の常勤の加算分保護単価を、月額保護単価の算定に加え、民間施設給与等改善費の加算対象に加える。
 - ・ 里親支援専門相談員加算、心理療法担当職員加算(常勤分のみ)、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満乳児院)、看護師加算(児童養護)、小規模グループケア加算
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大
 - ・ 児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加。さらに、看護師については医療機関を追加。

事業費

- 就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善（特別基準の加算を52,000円増額）
- 特別育成費に、資格取得等特別加算費を新設（55,000円）
- 入進学支度金、特別育成費の入学時特別加算費の対象に、母子生活支援施設を追加
- 医療費に、自立援助ホームを追加（就労し最初の賃金を得るまでの間）
- 一時保護委託費の新設（里親等への一時保護委託に、一般生活費相当分に加え、里親手当相当分（日額2,360円）を支給）

※このほか、児童養護施設入所児童が情緒障害児短期施設又は児童自立支援施設に通所できることとし、その際の通所部の徴収金を0円とする

(参考)措置費の構成

1. 事務費
 - (1)月額保護単価(定員規模別に設定された定員1人あたりの単価に施設の定員を乗じる)
 - ①一般分保護単価
 - ②加算分保護単価
 - ③民間施設給与等改善費(職員の平均勤続年数に応じ3%~16%加算)
 - (2)その他の加算分保護単価
 - (3)施設機能強化推進費 等

+

2. 事業費
 - (1)一般生活費
 - (2)その他(各種の教育費、支度費、医療費等)

(4) 里親委託ガイドラインの概要 (平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(平成23年9月1日、平成24年3月29日改正)

1. 里親委託の意義

○何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。里親は、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である。

2. 里親委託優先の原則

○家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

- ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、
- などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

3. 里親委託する子ども

○里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、養育が不安定になった場合などには、必要に応じて訪問する。
- 定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。
- 里親の相互交流、研修、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談などの支援。

8. 子どもの権利擁護

- 里親委託の子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができることなどを伝える。里親には、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と理解の促進

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

- 児童相談所の里親担当職員は、できる限り専任であることが望ましい。
- 里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、里親委託及び里親支援を推進する。
- 児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員は、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するもの。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携し、里親支援を行う。児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、特色に応じて役割分担と連携を図る。
- 都道府県市の里親委託等推進委員会の設置。全国の里親委託等推進委員会の設置。

(5) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要 (平成23年6月17日公布施行)

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1（現在は乳児1.7:1のみ規定）
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置（最低1人）

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

(6)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要(平成23年9月1日公布)

1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化(児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

- 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

○施設長の資格要件

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

- (a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師(乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師)
- (b) 社会福祉士
- (c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者
- (d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課等を含む)の従事期間
 - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
 - ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く)

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う(児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会)

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成24年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととする。
 - ※第三者評価基準の見直しや評価調査者研修などの実施準備を行い、実質的に、24年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする。
 - ※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。
 - ※親族里親には、一般生活費（月額47,680円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。
 - ※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」
- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。
 - このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。
 - ※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）
 - ※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。
- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

(7) 児童福祉施設最低基準の条例委任について

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
 - ① 従うべき基準： 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - ② 参酌すべき基準： 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
 - ③ 標準： 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

2. 改正の概要

○ 児童福祉法の改正

- ・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）



- ・ 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
- ・ 人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

○ この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）



- ・ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・ 都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
- ・ 最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

(8)ファミリーホームの要件の明確化について(平成24年4月1日施行)

- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。(児童福祉法施行規則と実施要綱を改正)

<理念の明確化>

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

<要件規定等の見直し>

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。(小規模住居型児童養育事業所の用語は廃止)
- ②「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」又は「養育者1名+補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

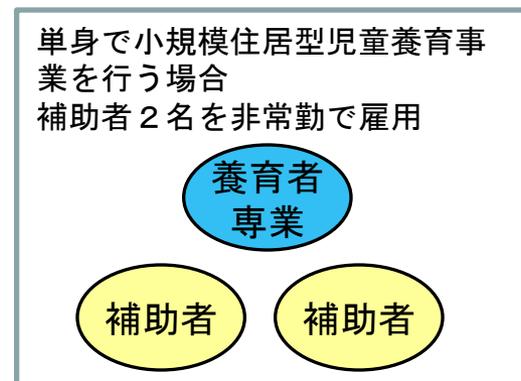
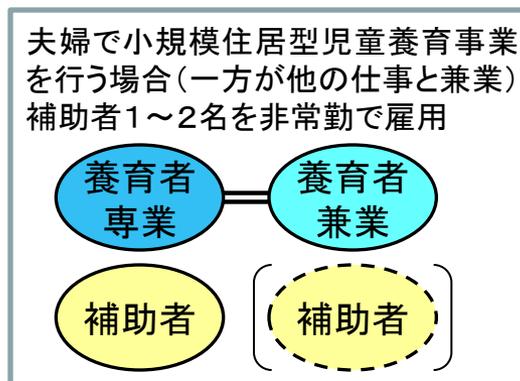
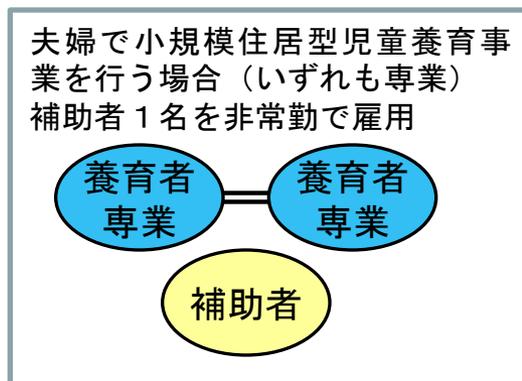
※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。（それ以外は補助者）

※養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※措置費は、常勤1名分＋非常勤2名分（児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い）

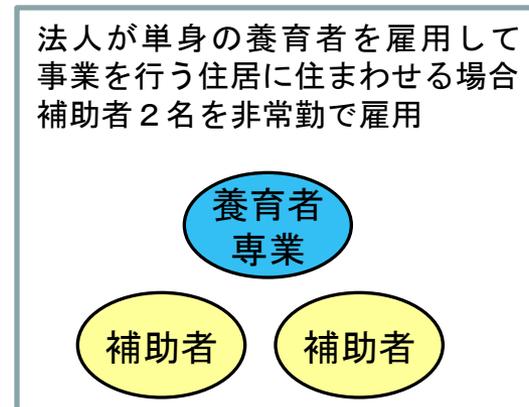
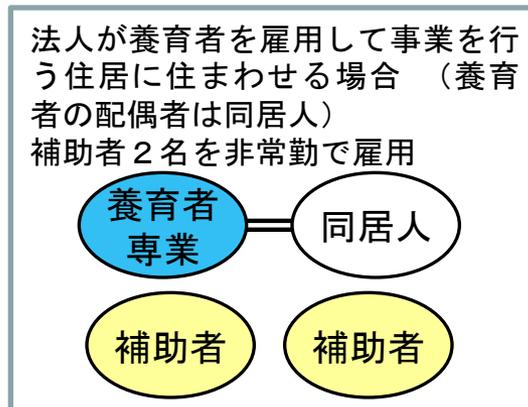
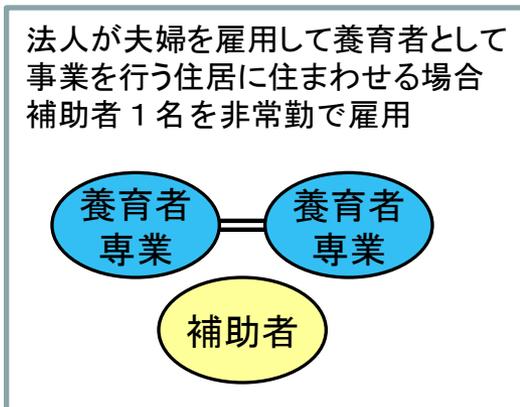
自営型

- ① 養育里親の経験者が行うもの
- ② 施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



法人型

- ③ 施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの

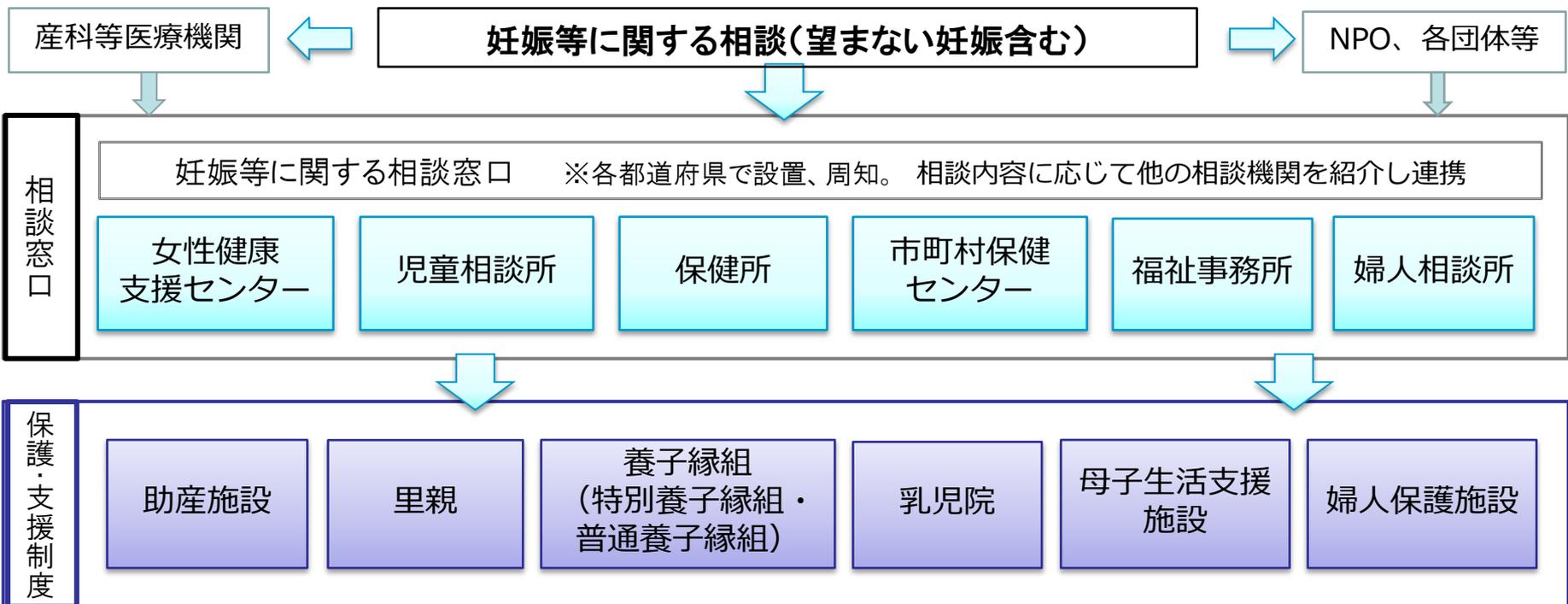


(参考)里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

| | 里親 | ファミリーホーム | グループホーム | |
|-------|--|--|-----------------------------------|---|
| | | | 地域小規模児童養護施設 | 小規模グループケアの分園型 |
| 形態 | 家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う) | | 施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする) | |
| 位置づけ | 個人 | 第2種社会福祉事業 (多くは個人事業者。 法人形態も可能) | 第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態) | |
| 措置児童数 | 1~4名 | 定員5~6名 | 定員6名 | 定員6~8名 |
| 養育の体制 | 里親 (夫婦又は単身) | 養育者と補助者があわせて3名以上 (措置費上は、 児童6人の場合、 常勤1名+非常勤2名) | 常勤2名+非常勤1名 +管理宿直専門員1 名(非常勤) | 児童数に応じた配置 に加算職員 (5.5:1等の配置 +小規模ケア加算の 常勤1名 +管理宿直等加算の 非常勤1名分) |
| 措置費 | 里親手当 養育里親 72,000円 (2人目以降は36,000円 を加算) | 上記の人員費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定(現員払い) | 上記の人員費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い) | |
| | | 賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定 | | |
| | | 児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通 | | |

(9) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1日以上月齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- また、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、平成21年度には、棄児が25人、3歳未満の置き去り児童が55人となっている。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



(10) 民間養子縁組あっせん事業について

○ 児童相談所における養子縁組のあっせん ・ 児童相談所では、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適切な養子縁組を結べるよう、希望者の相談を受け、必要な調査を行い、養子縁組のあっせんを行っている。（平成14年9月日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」）

※里親、乳児院及び児童養護施設の児童の養子縁組による措置解除数 平成22年度309人

○ 民間事業者の養子縁組あっせん事業 ・ 民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※民間事業者による養子縁組成立数 平成22年度67人（15事業者計）

○養子縁組あっせん事業についての第2種社会福祉事業の届出制度

・ 養子縁組あっせん事業は社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」(第2種社会福祉事業)に当たり、実施するには開始届を都道府県知事等に提出しなければならない。

※都道府県知事等は、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は事業経営の状況を調査させることができる。

※都道府県知事等は、届出をした事業者が、虚偽の報告をし、調査を拒み、又は事業に関し不当に営利を図り、もしくは適正なあっせんを行わず不当な行為をした場合は、事業を営営することを制限し、又は停止を命じることができる。

※都道府県知事等は、届出をしない事業者が、事業に関し不当に営利を図り、もしくは適正なあっせんを行わず不当な行為をした場合には、事業を営営することを制限し、又は停止を命じることができる。

※上記の命令に従わず事業を続けた場合には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。また、営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は児童福祉法で禁止されており、違反した場合は3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

○「養子縁組あっせん事業の指導について」(昭和62年10月31日 厚生省児童家庭局長通知、平成24年3月29日改正)

・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条で禁止されている。ただし、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。

・ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人により行われることが望ましい。

・ 社会福祉士、児童福祉司となる資格のある者、医師、保健師、助産師又は看護師である相談員を2名以上配置。

・ 児童の権利に関する条約第21条(b)の規定により、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められる。

○「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

(平成18年8月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知、平成24年3月29日改正)

・ 「実費又はそれ以下の額」以外の金品は、いかなる名称であっても受領できないこと、

・ 寄付金は任意のものに限られ、養子縁組手続完了前の寄付金の受領及び約束をしないこと、など

(11) 施設入所中の児童等の児童手当について

○施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、今般の法律では、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
 ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。
 ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子に係る手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

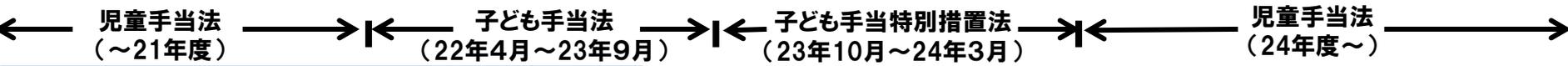
【支給額】
 0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円
 3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円
 ※施設の設置者に第何子という概念が存在しないことや、入所している児童の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの児童には一人一律10,000円を支給。

【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等

【適切な管理】 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。
 (児童福祉施設設備運営基準・里親養育最低基準等に規定)
 ・他の財産と区分して管理すること。 ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること。 ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

| | ①親のいない児童 | ②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童 | ③それ以外の児童(親が監護生計要件を満たす場合のみ) |
|---|-------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 平成21年度以前の児童手当 | × | × | ○(親へ支給) |
| 平成22年度の対応 | △(安心子ども基金で施設等へ支給) | △(安心子ども基金で施設等へ支給) | ○(親へ支給) |
| 平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法(恒久化) | ○(施設等へ支給) | ○(施設等へ支給) | ○(施設等へ支給) |

(参考) 児童手当・子ども手当制度の比較



支給対象となる児童・支給額

【0~3歳未満】 月額10,000円
 【3歳~小学校修了】
 第1子・第2子 月額 5,000円
 第3子以降 月額10,000円
 【中学生】 (支給せず)

【0歳~中学生】
 一律 月額13,000円

【0~3歳未満】 月額15,000円
 【3歳~小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円

1. 所得制限内
 【0~3歳未満】 月額15,000円
 【3歳~小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円
2. 所得制限超
 ※当分の間の特例給付(法附則)
 (24年6月分~) 月額 5,000円

<給付総額: 1兆円(21年度)>

<給付総額: 2.7兆円(23年度1次)>

<給付総額: 2.6兆円(23年度3次)>
 ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)

<給付総額: 2.3兆円(H24年度)>

所得制限

所得制限 有り
 被用者: 年収860万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

所得制限 無し

(特別措置法 附則)
 ・平成24年6月分から所得制限を実施。
 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。

所得制限 有り(24年6月分~)
 年収960万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

手当を必要とする児童に届く改善

■施設入所の児童、里親

・親が監護している → 親へ支給
 ・親がない等 → 支給されない

・親が監護している → 親へ支給
 ・親がない等 → 「安心子ども基金」から支給

すべての児童について施設(設置者)・里親へ支給

■両親の別居

児童の生活費を主に負担している親へ支給

児童と同居している親に支給

■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認の厳格化)

留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置

①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当

地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない

(12) 民法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

| | 親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。) | 親権者(父母)又は未成年後見人のある場合 | |
|--------|---|-----------------------|---|
| | | 未成年後見人あり | 親権者(父母)あり |
| 在宅の場合 | 親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。 | 未成年後見人による後見 (親権行使) | 親権者による親権行使 |
| 一時保護中 | 児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置) | 同上 | 同上 児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置 |
| 里親等委託中 | 児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置 | 同上 | 同上 里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置 |
| 施設入所中 | 施設長による親権代行 (施設長による監護措置) | 同上 | 同上 施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置 |

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。
- ③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。
- ④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- ② （略）

(13) 子ども・子育て新システムと社会的養護

子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日、少子化社会対策会議決定）抜粋

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。
※都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。
- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを設ける。
- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを設ける。
- 改正後の児童福祉法に規定される保育の措置は、市町村（新システムの実施主体）が判断して実施する。なお、都道府県等（措置制度等の実施主体）が、把握した児童に対して、保育の措置が必要と認めたときは、市町村に報告・通知しなければならない仕組みを設ける。また、要保護児童対策地域協議会を活用する等により、都道府県と市町村の間で、保育の措置を行った児童に関する情報交換を行う。
- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付ける。

（別紙）市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）、国の基本指針（仮称）の記載事項

1 市町村新システム事業計画（仮称）：5年ごとに計画を策定

（任意記載事項）

都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画（仮称）：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業

子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円

* 子ども・子育て関連3法案に基づく仕組みは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

* 子ども・子育てビジョン(H22.1閣議決定)ベースで算定
(ピークはH29年度末)

◇ 認定こども園・幼稚園・保育所 ＋約0.3兆円

- ・ 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人
- * 3歳未満児保育の利用率 平成24年度 27% → H29年度末 44%
(H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%)
- ・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人

◇ 放課後児童クラブ ＋約0.01兆円

- ・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人(*) → H29年度末 129万人
- * 1-3年生の利用児童利用率 H24年度 22%(*) → H29年度末 40%

* H23.5時点ベース

◇ その他 ＋約0.1兆円

- ・ 病児・病後児保育 ＋0百億円
H24年度 144万日 → H29年度末 200万日
- ・ 延長保育 ＋1百億円
H24年度 89万人 → H29年度末 103万人
- ・ 地域子育て支援拠点 ＋0百億円
H24年度 7,555カ所 → H29年度末 10,000カ所
- ・ 一時預かり ＋約10百億円 * H23交付決定ベース
- ・ グループケア(児童養護施設等) ＋0百億円 * H23交付決定ベース
H24年度 365万日 → H29年度末 5,755万日
- ・ グループケア(児童養護施設等) ＋0百億円
H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

* 子ども・子育てビジョンでH26年度末の目標値としているものは、H29年度末においても同水準と仮定して試算。
* H24.1の将来人口推計ベース

◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。(処遇改善を含む。)

【参考】 質の改善として想定している主な内容

- ① 0～2歳児の体制強化
 - ・ 幼稚園による0～2歳児保育への参入促進など
- ② 幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化 など
- ③ 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 など
- ④ 放課後児童クラブの職員体制の強化
- ⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※1 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

※2 修正後の子ども・子育て支援法案附則第2条第3項において、「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方・・・(中略)・・・について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

10. 平成25年度社会的養護関係予算概算要求の概要

社会的養護の充実

94,149百万円 → 96,728百万円
(うち、児童入所施設措置費 89,281百万円 → 90,959百万円)

(1) 児童養護施設等の家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実（一部重点要求）3,600百万円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化等の計画に基づく施設整備のうち、評価の高いものについて、次世代育成支援対策施設整備交付金に交付基礎点数を嵩上げする仕組みを設ける。（社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並みの1.35倍）

(2) 施設における家庭的養護の推進

施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で、家庭的な環境のもと職員との個別な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設の増を図る。

家庭的養護への転換を図るため、建物の賃借料の措置費算定（月額10万円）により、賃貸による分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの実施を推進する。

(3) 里親支援等の推進

○ 里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

○ ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

○ 里親支援機関事業の推進

里親委託の推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○ 調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

(4) 被虐待児童等への支援の充実

○ 受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○ 児童養護施設等の心理療法担当職員の推進

入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。

○ 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実

心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。

○ 母子生活支援施設に保育設備を設けている場合の保育士の人員配置の引上げ

母子生活支援施設に保育設備を設けて保育を行う場合の保育士の配置（乳幼児おおむね30:1以上（最低1人））について、施設内の保育の充実を図るため、保育所並び（0歳児3:1、1・2歳児6:1等）の配置へ引き上げる。

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進

在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。

(5) 要保護児童の自立支援の充実

○ 措置延長による大学等進学者に対する特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用

措置を延長して大学等に進学した場合に、高校在学と同様の取扱いとして、入学時特別加算費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に、大学進学等自立生活支度費や就職支度費の特別基準額を支給する。

○ 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、資格取得等のための講習等を受ける費用を支給する資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。

○ 自立援助ホームの設置推進

児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。

1.1. 平成24年度の検討ワーキング等について

1. 里親等委託の推進

- ・全国里親委託等推進委員会を設置して、全国の取組事例の収集、調査研究、情報提供を推進
- ・進んでいる地域の里親推進・里親支援の取組事例、好事例、困難事例を収集して全国に提供
- ・里親支援機関とともに、新たに設置する里親支援専門相談員の取組を推進

○全国里親委託等推進委員会(学識、里親、児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターからの構成員)
委員長：星野崇全国里親会会長

2. 施設における家庭的養護の推進のためのマニュアルの作成、計画的推進

- ・児童養護施設及び乳児院における家庭的養護の推進のため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、マニュアルを作成
- ・施設の養育単位の状況や、今後に向けた検討状況等を調査集計
- ・これらを踏まえ、各施設における計画の策定など取組を推進

○施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ(学識、児童養護施設、乳児院からの構成員)
座長：宮島清 日本社会事業大学専門職大学院准教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員)

3. 施設による親子関係の再構築の支援についての調査研究

- ・施設が児童相談所との連携の下で行う親子関係の再構築の支援について、取組事例を収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、推進を図る。

○親子関係再構築支援ワーキンググループ(学識、児童相談所、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターからの構成員)
座長：犬塚峰子 大正大学人間学部教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員)

4. 施設等種別ごとの指針の解説・手引書の作成

- ・5つの施設運営指針及び里親ファミリーホーム養育指針について、それぞれ編集WGを設け、指針の解説書(手引書)の作成を進める。(既存のもの手直しを含む)

5. 第三者評価及び自己評価の義務化の実施

- ・社会的養護関係施設での平成24年度からの義務化に伴い、評価調査者養成研修の実施や、評価機関の認証など、質の高い第三者評価の実施に努めるとともに、自己評価を推進し、運営の質を高める。

○社会的養護第三者評価推進研究会(学識、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、評価機関からの構成員)
座長：柏女霊峰 淑徳大学教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員長)

全国里親委託等推進委員会について

1 趣旨

子どもの最善の利益のために様々な担い手の連携の下に行われる社会的養護において、里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護として、その推進を図る必要がある。

平成23年4月の「里親委託ガイドライン」で里親委託優先の原則が明記され、同年7月の「社会的養護の課題と将来像」では施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。平成24年3月には、「里親及びファミリーホーム養育指針」が策定されて家庭養護の特質などが明確にされ、里親委託ガイドライン等の改正で里親支援の体制整備等について定められた。

里親委託等の推進を図るため、今般、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供するものとする。

2 当面の取組

- (1) 里親等の養育技術の向上や里親支援及び里親委託等の推進方策の向上のため、全国の取組事例の収集、調査研究、情報提供を行う。
- (2) 里親のための里親養育等の手引書を作成。里親支援機関、里親支援専門相談員、児童相談所のためのマニュアルを作成。進んでいる地域の里親推進、里親支援の取組事例、好事例、困難事例を収集した事例集を作成。
- (3) その他

3 構成

| | | | |
|-------|-------------------------|-------|--------------------------|
| ◎星野 崇 | 全国里親会会長 | 林 浩康 | 日本女子大学人間社会学部教授 |
| 御所 伸之 | 全国里親会副会長 | 宮島 清 | 日本社会事業大学専門職大学院准教授 |
| 木ノ内博道 | 全国里親会副会長 | 横堀 昌子 | 青山学院女子短期大学子ども学科准教授 |
| 草野 恵子 | 山形県里親会会長(北海道・東北ブロック) | 藤林 武史 | 福岡市子ども総合相談センター所長 |
| 青葉 紘宇 | 東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック) | 奥田 晃久 | 東京都児童相談センター相談処遇課長 |
| 二飯田秀一 | 石川県里親会会長(東海北陸ブロック) | 伊達 直利 | 全国児童養護施設協議会副会長(旭児童ホーム) |
| 宮川 長生 | 大阪市里親会会長(近畿ブロック) | 摩尼 昌子 | 全国乳児福祉協議会協議員(ドルカスベビーホーム) |
| 河内 美舟 | 山口県里親会会長(中・四国ブロック) | 花崎みさを | 全国児童家庭支援センター協議会副会長(ヴィオラ) |
| 原田 泉 | 福岡市里親会常任理事(九州ブロック) | 川崎二三彦 | 子どもの虹情報研修センター研究部長 |
| ト蔵 康行 | 日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム) | | |

※事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会事務局が行う。

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

1 趣旨

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護の施設では、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要である。

社会的養護においては、虐待を受けた子どもなどが増え、その役割・機能の変化にハード・ソフトの変革が遅れている。児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

このワーキンググループは、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを整理し、小規模化と家庭的養護推進のためのマニュアルを作成するとともに、各施設における小規模化の計画の策定など取組みを推進することを目的とする。

2 主な検討事項

- (1) 小規模化・地域分散化に対応した人員配置と運営
- (2) 小規模化・地域分散化に対応した養育
- (3) 小規模化・地域分散化の方法とステップ
- (4) 小規模化・地域分散化に対応した組織運営、人材育成

3 構成（◎は座長）

- ◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授
伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長
武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長
沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長
横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長
児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 恵明学園乳児部施設長

※平成24年9月7日付事務連絡「児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進のために」について」でマニュアル案を各自治体宛てに送付

(参考3)

親子関係再構築支援ワーキンググループについて

1 趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実が期待されている。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成するとともに、ガイドラインを作成することを目的とする。

2 主な検討事項

- (1) 施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集
- (2) 施設による親子関係再構築支援の留意すべき点などの整理
- (3) 施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成

3 構成 (◎は座長)

| | |
|---------|---------------------------|
| ◎ 犬塚 峰子 | 大正大学人間学部臨床心理学科教授 |
| 山本 恒雄 | 日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長 |
| 松永 忠 | 児童養護施設 光の園施設長 |
| 塩田 規子 | 児童養護施設 救世軍世光寮副施設長 |
| 谷本 恭子 | 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長 |
| 山元 喜久江 | 乳児院 広島乳児院施設長 |
| 平岡 篤武 | 情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長 |
| 川崎 今日子 | 母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員 |
| 藤井 美憲 | 児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長 |
| 鈴木 浩之 | 児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長 |
| 菅野 道英 | 児童相談所 滋賀県中央子ども家庭相談センター 参事 |

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢 (平成20年2月1日現在)

(単位: 人、%)

| 区分 | 里親 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 情緒障害児 短期治療施設 | | 児童自立 支援施設 | | 母子生活 支援施設 | |
|-------|-------|------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 |
| 0歳 | 59 | 1.6% | 790 | 23.9% | 6 | 0.0% | — | — | — | — | 167 | 2.5% |
| 1歳 | 119 | 3.3% | 1,222 | 37.0% | 34 | 0.1% | — | — | — | — | 352 | 5.4% |
| 2歳 | 160 | 4.4% | 931 | 28.2% | 454 | 1.4% | — | — | — | — | 456 | 7.0% |
| 3歳 | 228 | 6.3% | 276 | 8.4% | 1,120 | 3.5% | — | — | — | — | 453 | 6.9% |
| 4歳 | 217 | 6.0% | 62 | 1.9% | 1,520 | 4.8% | 1 | 0.1% | — | — | 532 | 8.1% |
| 5歳 | 249 | 6.9% | 16 | 0.5% | 1,711 | 5.4% | — | — | — | — | 523 | 8.0% |
| 6歳 | 220 | 6.1% | 1 | 0.0% | 1,858 | 5.9% | 4 | 0.4% | — | — | 491 | 7.5% |
| 7歳 | 234 | 6.5% | — | — | 1,860 | 5.9% | 40 | 3.6% | — | — | 441 | 6.7% |
| 8歳 | 217 | 6.0% | — | — | 1,973 | 6.2% | 54 | 4.9% | 4 | 0.2% | 439 | 6.7% |
| 9歳 | 196 | 5.4% | — | — | 2,095 | 6.6% | 70 | 6.3% | 18 | 0.9% | 439 | 6.7% |
| 10歳 | 181 | 5.0% | — | — | 2,300 | 7.3% | 101 | 9.1% | 36 | 1.8% | 413 | 6.3% |
| 11歳 | 196 | 5.4% | — | — | 2,389 | 7.6% | 140 | 12.7% | 53 | 2.7% | 364 | 5.6% |
| 12歳 | 179 | 5.0% | — | — | 2,486 | 7.9% | 130 | 11.8% | 116 | 5.8% | 359 | 5.5% |
| 13歳 | 183 | 5.1% | — | — | 2,466 | 7.8% | 142 | 12.9% | 266 | 13.3% | 291 | 4.4% |
| 14歳 | 195 | 5.4% | — | — | 2,349 | 7.4% | 153 | 13.9% | 563 | 28.2% | 253 | 3.9% |
| 15歳 | 216 | 6.0% | — | — | 2,356 | 7.5% | 129 | 11.7% | 655 | 32.8% | 222 | 3.4% |
| 16歳 | 190 | 5.3% | — | — | 1,745 | 5.5% | 57 | 5.2% | 171 | 8.6% | 144 | 2.2% |
| 17歳 | 192 | 5.3% | — | — | 1,581 | 5.0% | 45 | 4.1% | 78 | 3.9% | 131 | 2.0% |
| 18歳以上 | 178 | 4.9% | — | — | 1,256 | 4.0% | 36 | 3.3% | 33 | 1.7% | 69 | 1.1% |
| 総数※ | 3,611 | 100% | 3,299 | 100.0% | 31,593 | 100.0% | 1,104 | 100.0% | 1,995 | 100.0% | 6,552 | 100.0% |
| 平均年齢 | 9.3歳 | | 1.2歳 | | 10.6歳 | | 12.4歳 | | 14.2歳 | | 7.3歳 | |

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成20年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

| 区分 | 里親 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 情緒障害児 短期治療施設 | | 児童自立 支援施設 | | 母子生活 支援施設 | |
|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 |
| 0歳 | 358 | 9.9% | 2,543 | 77.1% | 59 | 0.2% | — | — | — | — | 756 | 11.5% |
| 1歳 | 437 | 12.1% | 597 | 18.1% | 968 | 3.1% | — | — | — | — | 682 | 10.4% |
| 2歳 | 427 | 11.8% | 134 | 4.1% | 6,763 | 21.4% | — | — | — | — | 646 | 9.9% |
| 3歳 | 422 | 11.7% | 16 | 0.5% | 3,949 | 12.5% | 1 | 0.1% | — | — | 595 | 9.1% |
| 4歳 | 266 | 7.4% | 6 | 0.2% | 2,819 | 8.9% | 2 | 0.2% | — | — | 603 | 9.2% |
| 5歳 | 236 | 6.5% | — | — | 2,442 | 7.7% | 5 | 0.5% | — | — | 506 | 7.7% |
| 6歳 | 193 | 5.3% | — | — | 2,432 | 7.7% | 55 | 5.0% | 3 | 0.2% | 490 | 7.5% |
| 7歳 | 201 | 5.6% | — | — | 1,977 | 6.3% | 95 | 8.6% | 5 | 0.3% | 385 | 5.9% |
| 8歳 | 152 | 4.2% | — | — | 1,881 | 6.0% | 107 | 9.7% | 15 | 0.8% | 334 | 5.1% |
| 9歳 | 114 | 3.2% | — | — | 1,657 | 5.2% | 131 | 11.9% | 44 | 2.2% | 326 | 5.0% |
| 10歳 | 123 | 3.4% | — | — | 1,511 | 4.8% | 148 | 13.4% | 53 | 2.7% | 309 | 4.7% |
| 11歳 | 101 | 2.8% | — | — | 1,259 | 4.0% | 120 | 10.9% | 135 | 6.8% | 245 | 3.7% |
| 12歳 | 117 | 3.2% | — | — | 1,154 | 3.7% | 146 | 13.2% | 239 | 12.0% | 179 | 2.7% |
| 13歳 | 116 | 3.2% | — | — | 1,053 | 3.3% | 141 | 12.8% | 608 | 30.5% | 153 | 2.3% |
| 14歳 | 107 | 3.0% | — | — | 864 | 2.7% | 107 | 9.7% | 606 | 30.4% | 104 | 1.6% |
| 15歳 | 86 | 2.4% | — | — | 505 | 1.6% | 35 | 3.2% | 218 | 10.9% | 72 | 1.1% |
| 16歳 | 94 | 2.6% | — | — | 163 | 0.5% | 8 | 0.7% | 49 | 2.5% | 34 | 0.5% |
| 17歳 | 28 | 0.8% | — | — | 43 | 0.1% | 3 | 0.3% | 16 | 0.8% | 16 | 0.2% |
| 18歳以上 | 19 | 0.5% | — | — | 9 | 0.0% | — | — | 2 | 0.1% | 4 | 0.1% |
| 総数※ | 3,611 | 100.0% | 3,299 | 100.0% | 31,593 | 100.0% | 1,104 | 100.0% | 1,995 | 100.0% | 6,552 | 100.0% |
| 平均年齢 | 5.5歳 | | 0.3歳 | | 5.9歳 | | 10.6歳 | | 13.1歳 | | 5.2歳 | |

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成20年2月1日現在)

(3) 措置理由別児童数（平成23年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

| 区分 | 里親 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | |
|----------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 |
| 父母の死亡 | 325 | 18.3% | 13 | 0.6% | 109 | 2.0% |
| 父母の行方不明 | 108 | 6.1% | 44 | 1.9% | 76 | 1.4% |
| 父母の離婚 | 24 | 1.4% | 45 | 2.0% | 93 | 1.7% |
| 父母の不和 | 6 | 0.3% | 29 | 1.3% | 58 | 1.1% |
| 父母の拘禁 | 88 | 5.0% | 117 | 5.1% | 301 | 5.6% |
| 父母の入院 | 150 | 8.4% | 247 | 10.8% | 328 | 6.1% |
| 父母の就労 | 48 | 2.7% | 73 | 3.2% | 141 | 2.6% |
| 父母の精神障害 | 111 | 6.2% | 474 | 20.8% | 472 | 8.7% |
| 父母の放任怠惰 | 97 | 5.5% | 215 | 9.4% | 670 | 12.4% |
| 父母の虐待 | 236 | 13.3% | 367 | 16.1% | 1,800 | 33.2% |
| 棄児 | 20 | 1.1% | 21 | 0.9% | 8 | 0.1% |
| 父母の養育拒否 | 242 | 13.6% | 166 | 7.3% | 301 | 5.6% |
| 破産等経済的理由 | 60 | 3.4% | 138 | 6.1% | 215 | 4.0% |
| 児童の監護困難 | 54 | 3.0% | — | — | 331 | 6.1% |
| その他 | 208 | 11.7% | 331 | 14.5% | 509 | 9.4% |
| 合計 | 1,777 | 100.0% | 2,280 | 100.0% | 5,412 | 100.0% |

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成23年度入所世帯）

| 区 分 | | 管内入所 | | 広域入所 | | | | 合 計 | |
|--------------|------|-------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | | | | 県内 | | 県外 | | | |
| 夫等の暴力 | 世帯数 | 457 | | 464 | | 531 | | 1,452 | |
| | 母 児童 | 457 | 732 | 464 | 848 | 531 | 1,020 | 1,452 | 2,600 |
| 入所前の家庭環境の不適切 | 世帯数 | 131 | | 40 | | 11 | | 182 | |
| | 母 児童 | 131 | 182 | 40 | 58 | 11 | 18 | 182 | 258 |
| 母親の心身の不安定 | 世帯数 | 46 | | 6 | | 3 | | 55 | |
| | 母 児童 | 46 | 65 | 6 | 7 | 3 | 3 | 55 | 75 |
| 職業上の理由 | 世帯数 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 母 児童 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅事情 | 世帯数 | 391 | | 49 | | 14 | | 454 | |
| | 母 児童 | 391 | 626 | 49 | 77 | 14 | 15 | 454 | 718 |
| 経済的理由 | 世帯数 | 326 | | 42 | | 5 | | 373 | |
| | 母 児童 | 326 | 494 | 42 | 68 | 5 | 8 | 373 | 570 |
| その他 | 世帯数 | 40 | | 16 | | 17 | | 73 | |
| | 母 児童 | 40 | 69 | 16 | 33 | 17 | 25 | 73 | 127 |
| 合 計 | 世帯数 | 1,391 | | 617 | | 581 | | 2,589 | |
| | 母 児童 | 1,391 | 2,168 | 617 | 1,091 | 581 | 1,089 | 2,589 | 4,348 |

家庭福祉課調べ（「平成23年度母子生活支援施設入退所状況調査」）

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

(5) 在所期間別在籍児童数(平成24年3月1日現在在籍児童) (単位:人、%)

| 区分 | 里親 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 情緒障害児 短期治療施設 | | 児童自立 支援施設 | |
|-------------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|
| | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 |
| 1年未満 | 1,289 | 29.4% | 1,630 | 50.5% | 4,648 | 15.4% | 422 | 31.1% | 980 | 54.4% |
| 1年以上 2年未満 | 654 | 14.9% | 961 | 29.8% | 4,058 | 13.4% | 401 | 29.6% | 595 | 33.1% |
| 2年以上 3年未満 | 496 | 11.3% | 468 | 14.5% | 3,346 | 11.1% | 203 | 15.0% | 168 | 9.3% |
| 3年以上 4年未満 | 377 | 8.6% | 124 | 3.8% | 2,961 | 9.8% | 128 | 9.4% | 41 | 2.3% |
| 4年以上 5年未満 | 297 | 6.8% | 35 | 1.1% | 2,595 | 8.6% | 65 | 4.8% | 10 | 0.6% |
| 5年以上 6年未満 | 203 | 4.6% | 5 | 0.2% | 2,093 | 6.9% | 82 | 6.1% | 3 | 0.2% |
| 6年以上 7年未満 | 213 | 4.9% | 2 | 0.1% | 1,807 | 6.0% | 31 | 2.3% | 3 | 0.2% |
| 7年以上 8年未満 | 192 | 4.4% | - | - | 1,718 | 5.7% | 12 | 0.9% | - | - |
| 8年以上 9年未満 | 181 | 4.1% | - | - | 1,446 | 4.8% | 8 | 0.6% | - | - |
| 9年以上 10年未満 | 134 | 3.1% | - | - | 1,285 | 4.3% | 2 | 0.1% | - | - |
| 10年以上 11年未満 | 98 | 2.2% | - | - | 1,189 | 3.9% | 0 | 0.0% | - | - |
| 11年以上 12年未満 | 65 | 1.5% | - | - | 906 | 3.0% | 1 | 0.1% | - | - |
| 12年以上 13年未満 | 64 | 1.5% | - | - | 748 | 2.5% | - | - | - | - |
| 13年以上 14年未満 | 37 | 0.8% | - | - | 529 | 1.8% | - | - | - | - |
| 14年以上 15年未満 | 30 | 0.7% | - | - | 405 | 1.3% | - | - | - | - |
| 15年以上 16年未満 | 22 | 0.5% | - | - | 307 | 1.0% | - | - | - | - |
| 16年以上 17年未満 | 12 | 0.3% | - | - | 110 | 0.4% | - | - | - | - |
| 17年以上 18年未満 | 8 | 0.2% | - | - | 34 | 0.1% | - | - | - | - |
| 18年以上 | 5 | 0.1% | - | - | 6 | 0.0% | - | - | - | - |
| 総数 | 4,377 | 100.0% | 3,225 | 100.0% | 30,191 | 100.0% | 1,355 | 100.0% | 1,800 | 100.0% |
| 平均在所期間 | 4.0年間 | | 1.3年間 | | 5.0年間 | | 2.1年間 | | 1.1年間 | |

(6) 在所期間別退所児童数 (平成23年度中に退所した児童)

(単位:人、%)

| 区分 | 里親 | | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 情緒障害児 短期治療施設 | | 児童自立 支援施設 | |
|------------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------------|--------|
| | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 |
| 1か月未満 | 149 | 12.0% | 294 | 12.4% | 144 | 2.7% | 5 | 1.1% | 3 | 0.3% |
| 1か月以上2か月未満 | 90 | 7.3% | 147 | 6.2% | 165 | 3.1% | 5 | 1.1% | 10 | 0.8% |
| 2か月以上6か月未満 | 185 | 15.0% | 330 | 13.9% | 343 | 6.4% | 25 | 5.5% | 73 | 6.2% |
| 6か月以上1年未満 | 241 | 19.5% | 366 | 15.5% | 457 | 8.6% | 58 | 12.9% | 281 | 23.8% |
| 1年以上2年未満 | 165 | 13.3% | 577 | 24.4% | 687 | 12.9% | 119 | 26.4% | 590 | 50.0% |
| 2年以上3年未満 | 98 | 7.9% | 484 | 20.4% | 517 | 9.7% | 88 | 19.6% | 169 | 14.3% |
| 3年以上4年未満 | 77 | 6.2% | 129 | 5.4% | 496 | 9.3% | 64 | 14.2% | 31 | 2.6% |
| 4年以上5年未満 | 56 | 4.5% | 33 | 1.4% | 368 | 6.9% | 29 | 6.4% | 14 | 1.2% |
| 5年以上6年未満 | 41 | 3.3% | 4 | 0.2% | 319 | 6.0% | 30 | 6.7% | 4 | 0.3% |
| 6年以上7年未満 | 33 | 2.7% | 3 | 0.1% | 218 | 4.1% | 9 | 2.0% | 3 | 0.3% |
| 7年以上8年未満 | 23 | 1.9% | - | - | 229 | 4.3% | 12 | 2.7% | 1 | 0.1% |
| 8年以上9年未満 | 18 | 1.5% | - | - | 218 | 4.1% | 2 | 0.4% | 1 | 0.1% |
| 9年以上10年未満 | 6 | 0.5% | - | - | 189 | 3.5% | 4 | 0.9% | - | - |
| 10年以上11年未満 | 12 | 1.0% | - | - | 184 | 3.5% | - | - | - | - |
| 11年以上12年未満 | 6 | 0.5% | - | - | 163 | 3.1% | - | - | - | - |
| 12年以上13年未満 | 8 | 0.6% | - | - | 135 | 2.5% | - | - | - | - |
| 13年以上14年未満 | 0 | 0.0% | - | - | 129 | 2.4% | - | - | - | - |
| 14年以上15年未満 | 6 | 0.5% | - | - | 109 | 2.0% | - | - | - | - |
| 15年以上16年未満 | 6 | 0.5% | - | - | 142 | 2.7% | - | - | - | - |
| 16年以上17年未満 | 8 | 0.6% | - | - | 93 | 1.7% | - | - | - | - |
| 17年以上18年未満 | 5 | 0.4% | - | - | 19 | 0.4% | - | - | - | - |
| 18年以上 | 4 | 0.3% | - | - | 6 | 0.2% | - | - | - | - |
| 総数 | 1,237 | 100.0% | 2,367 | 100.0% | 5,330 | 100.0% | 450 | 100.0% | 1,180 | 100.0% |
| 平均在所期間 | 2.4年間 | | 1.4年間 | | 5.2年間 | | 2.6年間 | | 1.5年間 | |

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成24年3月1日現在)

(単位:人)

| 母等の年齢 | 20歳未満 | 20歳以上 25歳未満 | 25歳以上 30歳未満 | 30歳以上 35歳未満 | 35歳以上 40歳未満 | 40歳以上 45歳未満 | 45歳以上 50歳未満 | 50歳以上 55歳未満 | 55歳以上 60歳未満 | 60歳以上 65歳未満 | 65歳以上 70歳未満 | 70歳以上 | 合計 |
|-------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 人数 | 36 | 269 | 569 | 829 | 917 | 773 | 353 | 117 | 39 | 2 | 2 | 5 | 3,911 |

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成23年度)

(単位:世帯)

| 在所期間 | 6月未満 | 6月以上 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 | 合計 |
|------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------|-------|
| 世帯数 | 317 | 271 | 431 | 305 | 180 | 84 | 136 | 46 | 1,770 |

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成23年度)

(単位:世帯)

| 区分 | 親・親戚との同居 | 成人した子との同居 | 復縁又は再婚 | 配偶者以外との結婚 | 単独の母子世帯 | | | | その他の社会福祉施設 | 不明・その他 | 合計 | |
|-----|----------|-----------|--------|-----------|---------|--------|-----|-----|------------|--------|----|-------|
| | | | | | 公営住宅 | 民間アパート | 社宅 | 本人宅 | | | | |
| 世帯数 | 162 | 3 | 110 | 58 | 1,330 | 361 | 944 | 11 | 14 | 46 | 61 | 1,770 |

(7) ~ (9) : 家庭福祉課調べ (「平成23年度母子生活支援施設入退所状況調査」)

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成23年度中)

(単位:人)

| 平成23年度新規入所児童数 (新規又は措置変更) | | | | 平成23年度退所児童数 | | | | | | | |
|-----------------------------|-------|-----|-------|-------------|----------|----------|----------|----|-----|-------|-------------------|
| 他の児童 福祉施設 | 家庭から | その他 | 計 | 解除 | | | | | | | 変更 |
| | | | | 家庭環境 改善 | 養子 縁組 | 自立 就職 | 無断 外出 | 死亡 | その他 | 計 | 他の児童 福祉施設 等 |
| 1,205 | 4,151 | 62 | 5,418 | 3,078 | 64 | 1,178 | 43 | 4 | 361 | 4,728 | 669 |

| 変更前の内訳 | | | | | | | 変更後の内訳 | | | | | | |
|--------|--------------|---------------------|--------------|--------------|-----|-----|--------------|---------------------|--------------|-----|------------------|--------------|-----|
| 乳児院 | 他の児童 養護施設 | 情緒障害 児短期治 療施設 | 児童自立 支援施設 | 母子生活 支援施設 | 里親 | その他 | 他の児童 養護施設 | 情緒障害 児短期治 療施設 | 児童自立 支援施設 | 里親 | ファミ リーホ ーム | 母子生活 支援施設 | その他 |
| 695 | 168 | 72 | 93 | 42 | 105 | 30 | 165 | 40 | 140 | 124 | 13 | 10 | 177 |

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成23年度中)

(単位:人)

| 平成23年度新規入所児童数 (新規又は措置変更) | | | | 平成23年度退所児童数 | | | | | |
|-----------------------------|-------|-----|-------|-------------|------|----|-----|-------|---------------|
| 他の児童 福祉施設 | 家庭から | その他 | 計 | 解除 | | | | | 変更 |
| | | | | 家庭環境 改善 | 養子縁組 | 死亡 | その他 | 計 | 他の児童福 祉施設等 |
| 78 | 1,916 | 286 | 2,280 | 1,143 | 47 | 7 | 40 | 1,237 | 1,137 |

| 変更前の内訳 | | | | 変更後の内訳 | | | | | |
|-----------|--------------|----|-----|-----------|--------------|-----|------------------|------------|-----|
| 他の 乳児院 | 母子生活 支援施設 | 里親 | その他 | 他の 乳児院 | 母子生活 支援施設 | 里親 | ファミ リー ホーム | 児童養護 施設 | その他 |
| 41 | 15 | 14 | 8 | 36 | 10 | 256 | 7 | 737 | 91 |

(12) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成23年度中)

(単位:人)

| 平成23年度新規入所児童数 (新規又は措置変更) | | | |
|-----------------------------|------|-----|-----|
| 他の児童福祉施設 | 家庭から | その他 | 計 |
| 74 | 407 | 13 | 494 |

| 平成23年度退所児童数 | | | | | | | |
|-------------|---------|------|------|------|-----|-----|-----------|
| 解除 | | | | | | | 変更 |
| 家庭環境改善 | 児童の状況改善 | 養子縁組 | 自立自活 | 無断外出 | その他 | 計 | 他の児童福祉施設等 |
| 82 | 167 | 1 | 16 | 5 | 47 | 318 | 130 |

↑

| 変更前の内訳 | | | | | | |
|--------|--------|-------------|----------|----------|----|-----|
| 乳児院 | 児童養護施設 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童自立支援施設 | 母子生活支援施設 | 里親 | その他 |
| 0 | 43 | 6 | 3 | 3 | 6 | 13 |

↓

| 変更後の内訳 | | | | | | |
|--------|-------------|----------|----|----------|----------|-----|
| 児童養護施設 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童自立支援施設 | 里親 | ファミリーホーム | 母子生活支援施設 | その他 |
| 78 | 4 | 16 | 8 | 1 | 0 | 23 |

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成23年度中)

(単位:人)

| 平成23年度新規入所児童数 (新規又は措置変更) | | | |
|-----------------------------|------|-----|-------|
| 他の児童福祉施設 | 家庭から | その他 | 計 |
| 205 | 820 | 46 | 1,071 |

| 平成23年度退所児童数 | | | | | | | |
|-------------|---------|------|------|------|-----|-------|-----------|
| 解除 | | | | | | | 変更 |
| 家庭環境改善 | 児童の状況改善 | 養子縁組 | 自立自活 | 無断外出 | その他 | 計 | 他の児童福祉施設等 |
| 87 | 712 | 0 | 68 | 30 | 104 | 1,001 | 205 |

↑

| 変更前の内訳 | | | | | |
|--------|-------------|----------|----------|----|-----|
| 児童養護施設 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童自立支援施設 | 母子生活支援施設 | 里親 | その他 |
| 143 | 13 | 36 | 0 | 8 | 5 |

↓

| 変更後の内訳 | | | | | | |
|--------|-------------|----------|----|----------|----------|-----|
| 児童養護施設 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童自立支援施設 | 里親 | ファミリーホーム | 母子生活支援施設 | その他 |
| 107 | 5 | 23 | 21 | 5 | 0 | 44 |

(14) 里親の委託・委託解除の状況 (平成23年度中)

(単位：人)

| 平成23年度新規委託児童数 (新規又は措置変更) | | | |
|-----------------------------|----------|-----|-------|
| 他の児童 福祉施設 | 家庭 から | その他 | 計 |
| 572 | 1,115 | 96 | 1,783 |

| 平成23年度委託解除児童数 | | | | | | | |
|---------------|----------|----------|----------|----|-----|-----|-------------------|
| 解除 | | | | | | | 変更 |
| 家庭環 境改善 | 養子 縁組 | 自立 自活 | 無断 外出 | 死亡 | その他 | 計 | 他の児 童福祉 施設等 |
| 424 | 230 | 149 | 10 | 0 | 112 | 925 | 406 |

↑

| 変更前の内訳 | | | | | | |
|--------|------------|---------------------|------------------|------------------|----------|-----|
| 乳児院 | 児童養 護施設 | 情緒障害 児短期治 療施設 | 児童自 立支援 施設 | 母子生 活支援 施設 | 他の 里親 | その他 |
| 278 | 156 | 8 | 13 | 1 | 81 | 35 |

↓

| 変更後の内訳 | | | | | | |
|--------|------------|---------------------|------------------|------------------|----------|-----|
| 乳児院 | 児童養 護施設 | 情緒障害 児短期治 療施設 | 児童自 立支援 施設 | 母子生 活支援 施設 | 他の 里親 | その他 |
| 15 | 128 | 5 | 12 | 1 | 100 | 145 |

(15) 里親の一時的な休息のための援助 (レスパイト・ケア) の実施状況 (平成23年度実績)

| 受入先種別 | 受入施設等数 | 延利用回数 | 実施延日数 |
|--------|--------|-------|-------|
| 里親 | 221 | 394 | 976 |
| 児童養護施設 | 46 | 80 | 277 |
| 乳児院 | 14 | 23 | 49 |
| その他 | 18 | 34 | 112 |
| 合計 | 299 | 531 | 1,414 |

※レスパイト・ケアを利用した
里親世帯数・・・300世帯

(14)(15): 家庭福祉課調べ
(「社会的養護の現況に関する調査」
(速報値))

(16) 措置児童の保護者の状況

(人)

| 区分 | 乳児院児 | 養護施設児 | 里親委託児 |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|
| 父母有り（養父母含む） | 1,590 (48.2%) | 10,040 (31.8%) | 645 (17.9%) |
| 父のみ（養父含む） | 85 (2.6%) | 4,966 (15.7%) | 351 (9.7%) |
| 母のみ（養母含む） | 1,253 (37.9%) | 11,235 (35.6%) | 1,445 (40.0%) |
| 両親ともいない | 68 (2.1%) | 2,730 (8.6%) | 769 (21.3%) |
| 両親とも不明 | 65 (2.0%) | 708 (2.2%) | 243 (6.7%) |
| 不詳 | 238 (7.2%) | 1,914 (6.1%) | 158 (4.4%) |
| 総数 | 3,299 (100.0%) | 31,593 (100.0%) | 3,611 (100.0%) |

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

(17) 里親の状況（平成24年3月1日現在）

(人)

| 委託里親数 | 里親の構成 | 里親の就業状況 | |
|-------|---------------|------------|---------------|
| 3,383 | 夫婦世帯 2,948 | 一方が働いている | 1,556 (46.0%) |
| | | 共働き | 1,158 (34.2%) |
| | | どちらも働いていない | 234 (6.9%) |
| | ひとり親世帯 435 | 働いている | 242 (7.2%) |
| | | 働いていない | 193 (5.7%) |

(18) 新生児等の措置先（平成23年度中）

(人)

| 措置時の年齢 | 措置先 | | |
|------------|-------|-----|-------|
| | 乳児院 | 里親 | 合計 |
| 0歳児（1か月未満） | 367 | 58 | 425 |
| 0歳児（1か月以上） | 850 | 103 | 953 |
| 1歳以上2歳未満 | 486 | 147 | 633 |
| 合計 | 1,703 | 308 | 2,011 |

(17) (18) : 家庭福祉課調べ
(「社会的養護の現況に関する調査」(速報値))

(19) 新生児等の新規措置の措置先 (都道府県市別)

(平成23年度 速報値)

(家庭福祉課 調べ)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

| | 乳児院への措置 | | | 里親への措置 | | |
|------|--------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------------|--------------|
| | 0歳児 (1か月 未満) | 0歳児 (1か月 以上) | 1歳以上 2歳未満 | 0歳児 (1か月 未満) | 0歳児 (1か月 以上) | 1歳以上 2歳未満 |
| 北海道 | 3 | 6 | 1 | 12 | 15 | 16 |
| 青森県 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 岩手県 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 宮城県 | 1 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| 秋田県 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山形県 | 11 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 福島県 | 7 | 6 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 茨城県 | 4 | 13 | 11 | 0 | 1 | 0 |
| 栃木県 | 12 | 11 | 5 | 0 | 0 | 2 |
| 群馬県 | 7 | 14 | 9 | 0 | 1 | 2 |
| 埼玉県 | 29 | 58 | 50 | 0 | 1 | 3 |
| 千葉県 | 10 | 26 | 10 | 1 | 4 | 16 |
| 東京都 | 56 | 181 | 140 | 0 | 1 | 17 |
| 神奈川県 | 9 | 19 | 10 | 0 | 1 | 3 |
| 新潟県 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 富山県 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 石川県 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福井県 | 4 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 山梨県 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 |
| 長野県 | 8 | 16 | 7 | 2 | 2 | 0 |
| 岐阜県 | 3 | 4 | 0 | 2 | 1 | 2 |
| 静岡県 | 3 | 2 | 0 | 1 | 2 | 5 |
| 愛知県 | 17 | 32 | 12 | 12 | 7 | 5 |
| 三重県 | 6 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 滋賀県 | 1 | 5 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 京都府 | 2 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 22 | 65 | 21 | 1 | 8 | 5 |
| 兵庫県 | 3 | 11 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 4 | 3 | 7 | 0 | 1 | 0 |
| 和歌山県 | 7 | 11 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 鳥取県 | 3 | 8 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 島根県 | 3 | 14 | 6 | 0 | 0 | 1 |
| 岡山県 | 2 | 10 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 広島県 | 7 | 11 | 6 | 1 | 1 | 1 |
| 山口県 | 4 | 10 | 1 | 0 | 0 | 1 |

| | 乳児院への措置 | | | 里親への措置 | | |
|-------|--------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------------|--------------|
| | 0歳児 (1か月 未満) | 0歳児 (1か月 以上) | 1歳以上 2歳未満 | 0歳児 (1か月 未満) | 0歳児 (1か月 以上) | 1歳以上 2歳未満 |
| 徳島県 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 香川県 | 3 | 7 | 7 | 0 | 1 | 0 |
| 愛媛県 | 5 | 11 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 高知県 | 2 | 10 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 福岡県 | 4 | 14 | 11 | 1 | 0 | 0 |
| 佐賀県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 長崎県 | 2 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 熊本県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 大分県 | 4 | 11 | 4 | 8 | 4 | 7 |
| 宮崎県 | 8 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 鹿児島県 | 8 | 13 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 沖縄県 | 2 | 6 | 13 | 0 | 7 | 11 |
| 札幌市 | 6 | 12 | 1 | 7 | 8 | 7 |
| 仙台市 | 4 | 6 | 7 | 0 | 0 | 1 |
| さいたま市 | 3 | 12 | 12 | 0 | 0 | 2 |
| 千葉市 | 2 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 横浜市 | 5 | 32 | 18 | 0 | 0 | 2 |
| 川崎市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 相模原市 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 新潟市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 静岡市 | 0 | 9 | 1 | 0 | 6 | 1 |
| 浜松市 | 2 | 4 | 3 | 1 | 4 | 2 |
| 名古屋市 | 6 | 13 | 14 | 0 | 5 | 1 |
| 京都市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪市 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 |
| 堺市 | 5 | 8 | 8 | 0 | 0 | 4 |
| 神戸市 | 1 | 12 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| 岡山市 | 3 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 広島市 | 5 | 7 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 北九州市 | 1 | 10 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 福岡市 | 14 | 19 | 7 | 0 | 3 | 3 |
| 熊本市 | 2 | 12 | 3 | 0 | 2 | 2 |
| 横須賀市 | 4 | 6 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 金沢市 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 367 | 850 | 486 | 58 | 103 | 147 |

(20) 乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別)(平成23年度 速報値)(単位:人、%) (家庭福祉課調べ)

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

| | 乳児院からの措置解除児童数 | 乳児院からの措置変更児童数 | | | | | |
|------|---------------|---------------|----|---------|----|--------|----|
| | | 里親へ | | 児童養護施設へ | | その他へ | |
| | | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | | |
| 北海道 | 9 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | 0 |
| 青森県 | 8 | 13 | 7 | 63.6% | 4 | 36.4% | 2 |
| 岩手県 | 14 | 10 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% | 0 |
| 宮城県 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 秋田県 | 5 | 6 | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% | 1 |
| 山形県 | 8 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% | 0 |
| 福島県 | 7 | 9 | 3 | 37.5% | 5 | 62.5% | 1 |
| 茨城県 | 9 | 27 | 5 | 25.0% | 15 | 75.0% | 7 |
| 栃木県 | 13 | 26 | 6 | 23.1% | 20 | 76.9% | 0 |
| 群馬県 | 22 | 18 | 6 | 40.0% | 9 | 60.0% | 3 |
| 埼玉県 | 106 | 57 | 16 | 30.8% | 36 | 69.2% | 5 |
| 千葉県 | 23 | 28 | 12 | 48.0% | 13 | 52.0% | 3 |
| 東京都 | 262 | 146 | 16 | 15.5% | 87 | 84.5% | 43 |
| 神奈川県 | 19 | 51 | 12 | 26.1% | 34 | 73.9% | 5 |
| 新潟県 | 4 | 10 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% | 0 |
| 富山県 | 8 | 4 | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% | 1 |
| 石川県 | 8 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% | 0 |
| 福井県 | 6 | 6 | 1 | 20.0% | 4 | 80.0% | 1 |
| 山梨県 | 2 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 50.0% | 0 |
| 長野県 | 14 | 19 | 5 | 29.4% | 12 | 70.6% | 2 |
| 岐阜県 | 9 | 11 | 2 | 22.2% | 7 | 77.8% | 2 |
| 静岡県 | 15 | 17 | 5 | 31.3% | 11 | 68.8% | 1 |
| 愛知県 | 34 | 52 | 12 | 25.5% | 35 | 74.5% | 5 |
| 三重県 | 12 | 14 | 7 | 50.0% | 7 | 50.0% | 0 |
| 滋賀県 | 1 | 3 | 0 | 0.0% | 2 | 100.0% | 1 |
| 京都府 | 8 | 4 | 1 | 25.0% | 3 | 75.0% | 0 |
| 大阪府 | 79 | 51 | 6 | 13.6% | 38 | 86.4% | 7 |
| 兵庫県 | 31 | 33 | 9 | 29.0% | 22 | 71.0% | 2 |
| 奈良県 | 12 | 6 | 1 | 16.7% | 5 | 83.3% | 0 |
| 和歌山県 | 7 | 14 | 5 | 35.7% | 9 | 64.3% | 0 |
| 鳥取県 | 10 | 12 | 2 | 20.0% | 8 | 80.0% | 2 |
| 鳥根県 | 39 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% | 0 |
| 岡山県 | 9 | 15 | 3 | 23.1% | 10 | 76.9% | 2 |
| 広島県 | 6 | 8 | 3 | 37.5% | 5 | 62.5% | 0 |
| 山口県 | 6 | 17 | 5 | 29.4% | 12 | 70.6% | 0 |

| | 乳児院からの措置解除児童数 | 乳児院からの措置変更児童数 | | | | | |
|-------|---------------|---------------|-----|---------|-----|--------|-----|
| | | 里親へ | | 児童養護施設へ | | その他へ | |
| | | 児童数 | 割合 | 児童数 | 割合 | | |
| 徳島県 | 13 | 3 | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% | 0 |
| 香川県 | 12 | 7 | 3 | 50.0% | 3 | 50.0% | 1 |
| 愛媛県 | 5 | 12 | 0 | 0.0% | 9 | 100.0% | 3 |
| 高知県 | 8 | 4 | 0 | 0.0% | 4 | 100.0% | 0 |
| 福岡県 | 14 | 23 | 1 | 5.6% | 17 | 94.4% | 5 |
| 佐賀県 | 2 | 7 | 2 | 33.3% | 4 | 66.7% | 1 |
| 長崎県 | 4 | 11 | 3 | 30.0% | 7 | 70.0% | 1 |
| 熊本県 | 2 | 6 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% | 1 |
| 大分県 | 12 | 9 | 3 | 37.5% | 5 | 62.5% | 1 |
| 宮崎県 | 4 | 12 | 2 | 18.2% | 9 | 81.8% | 1 |
| 鹿児島県 | 16 | 19 | 3 | 15.8% | 16 | 84.2% | 0 |
| 沖縄県 | 8 | 9 | 6 | 66.7% | 3 | 33.3% | 0 |
| 札幌市 | 12 | 18 | 14 | 77.8% | 4 | 22.2% | 0 |
| 仙台市 | 27 | 17 | 3 | 18.8% | 13 | 81.3% | 1 |
| さいたま市 | 4 | 4 | 1 | 25.0% | 3 | 75.0% | 0 |
| 千葉市 | 8 | 6 | 0 | 0.0% | 5 | 100.0% | 1 |
| 横浜市 | 29 | 23 | 5 | 23.8% | 16 | 76.2% | 2 |
| 川崎市 | 29 | 11 | 1 | 9.1% | 10 | 90.9% | 0 |
| 相模原市 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 新潟市 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 静岡市 | 3 | 7 | 2 | 33.3% | 4 | 66.7% | 1 |
| 浜松市 | 2 | 11 | 4 | 36.4% | 7 | 63.6% | 0 |
| 名古屋市 | 26 | 39 | 7 | 19.4% | 29 | 80.6% | 3 |
| 京都市 | 7 | 15 | 0 | 0.0% | 14 | 100.0% | 1 |
| 大阪市 | 66 | 66 | 10 | 17.2% | 48 | 82.8% | 8 |
| 堺市 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 神戸市 | 16 | 13 | 3 | 25.0% | 9 | 75.0% | 1 |
| 岡山市 | 5 | 10 | 0 | 0.0% | 9 | 100.0% | 1 |
| 広島市 | 10 | 12 | 0 | 0.0% | 11 | 100.0% | 1 |
| 北九州市 | 12 | 10 | 0 | 0.0% | 10 | 100.0% | 0 |
| 福岡市 | 36 | 25 | 6 | 30.0% | 14 | 70.0% | 5 |
| 熊本市 | 11 | 19 | 3 | 17.6% | 14 | 82.4% | 2 |
| 横須賀市 | 4 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 金沢市 | 5 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 合計 | 1,237 | 1,137 | 263 | 26.3% | 737 | 73.7% | 132 |

(21) 里親申込の動機

| 総数 | 児童福祉への理解から | 子どもを育てたいから | 養子を得たいため | その他 | 不詳 |
|--------|------------|------------|----------|------|------|
| 2,626 | 974 | 825 | 572 | 224 | 31 |
| 100.0% | 37.1% | 31.4% | 21.8% | 8.5% | 1.2% |

(22) 委託児童数

| 総数 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人以上 | 不詳 |
|--------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 2,626 | 1,360 | 657 | 292 | 149 | 130 | 38 |
| 100.0% | 51.8% | 25.0% | 11.1% | 5.7% | 5.0% | 1.4% |

(23) 里親の年齢

| | 総数 | 30歳未満 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60歳以上 | いない | 不詳 |
|----|--------|-------|--------|--------|--------|-------|------|------|
| 里父 | 2,626 | 12 | 148 | 599 | 1,024 | 621 | 219 | 3 |
| | 100.0% | 0.5% | 5.6% | 22.8% | 39.0% | 23.7% | 8.3% | 0.1% |
| 里母 | 2,626 | 26 | 195 | 828 | 999 | 538 | - | 40 |
| | 100.0% | 1.0% | 7.4% | 31.5% | 38.1% | 20.5% | - | 1.5% |

(24) 里親の職業

| 総数 | 社会福祉事業従事者 | 教員 | 専門・技術 | 管理 | 事務 | 販売 | 農林・漁業 | 単純労働 | サービス | 宗教家 | その他の就業 | 不詳 |
|--------|-----------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|--------|------|
| 2,626 | 198 | 82 | 503 | 110 | 336 | 158 | 110 | 131 | 206 | 270 | 435 | 87 |
| 100.0% | 7.5% | 3.1% | 19.2% | 4.2% | 12.8% | 6.0% | 4.2% | 5.0% | 7.8% | 10.3% | 16.6% | 3.3% |

(21)～(24) 児童養護施設入所児童等調査(平成20年2月1日)

(25) 家族との交流状況

(単位：人)

| | | 養護施設児 | 乳児院児 | 里親委託児 | 情短施設児 | 自立施設児 |
|------|--------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総数 | | 31,593 (100.0%) | 3,299 (100.0%) | 3,611 (100.0%) | 1,104 (100.0%) | 1,995 (100.0%) |
| 交流あり | 帰宅 | 16,657 (52.7%) | 652 (19.8%) | 327 (9.1%) | 762 (69.0%) | 904 (45.3%) |
| | 面会 | 5,947 (18.8%) | 1,693 (51.3%) | 461 (12.8%) | 180 (16.3%) | 309 (15.5%) |
| | 電話手紙連絡 | 3,020 (9.6%) | 237 (7.2%) | 193 (5.3%) | 55 (5.0%) | 147 (7.4%) |
| 交流なし | | 5,071 (16.1%) | 667 (20.2%) | 2,598 (71.9%) | 99 (9.0%) | 146 (7.3%) |
| 不詳 | | 898 (2.8%) | 50 (1.5%) | 32 (0.9%) | 8 (0.7%) | 489 (24.5%) |

(26) 家族との交流の頻度 ((25)における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

| | | 総数 | 月1回以上 | 年2回～11回 | 年1回ぐらい | 不詳 |
|-------|--------|-----------------|---------------|----------------|-------------|-----------|
| 乳児院児 | 帰宅 | 652 (100.0%) | 399 (61.2%) | 230 (35.3%) | 23 (3.5%) | 0 (0.0%) |
| | 面会 | 1,693 (100.0%) | 828 (48.9%) | 737 (43.5%) | 127 (7.5%) | 1 (0.1%) |
| | 電話手紙連絡 | 237 (100.0%) | 85 (35.9%) | 113 (47.7%) | 39 (16.4%) | 0 (0.0%) |
| 養護施設児 | 帰宅 | 16,657 (100.0%) | 4,025 (24.2%) | 11,694 (70.2%) | 924 (5.5%) | 14 (0.1%) |
| | 面会 | 5,947 (100.0%) | 1,162 (19.5%) | 4,072 (68.5%) | 704 (11.8%) | 9 (0.2%) |
| | 電話手紙連絡 | 3,020 (100.0%) | 590 (19.5%) | 1,917 (63.5%) | 501 (16.6%) | 12 (0.4%) |
| 里親委託児 | 帰宅 | 327 (100.0%) | 103 (31.5%) | 178 (54.4%) | 43 (13.2%) | 3 (0.9%) |
| | 面会 | 461 (100.0%) | 91 (19.7%) | 287 (62.3%) | 82 (17.8%) | 1 (0.2%) |
| | 電話手紙連絡 | 193 (100.0%) | 34 (17.6%) | 102 (52.8%) | 54 (28.0%) | 3 (1.6%) |

(27) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

| 種別 定員 | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 情緒障害児 短期治療施設 | | 児童自立支援施設 | | 母子生活支援施設 | |
|----------|-----|--------|--------|--------|-----------------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 |
| 総数 | 129 | 100.0% | 585 | 100.0% | 37 | 100.0% | 58 | 100.0% | 261 | 100.0% |
| 20人以下 | 52 | 40.3% | 4 | 0.7% | 1 | 2.7% | 1 | 1.7% | 215 | 82.4% |
| 21～30 | 34 | 26.3% | 61 | 10.4% | 9 | 24.3% | 4 | 6.9% | 34 | 13.0% |
| 31～40 | 21 | 16.3% | 92 | 15.7% | 14 | 37.9% | 6 | 10.3% | 6 | 2.3% |
| 41～50 | 11 | 8.5% | 124 | 21.2% | 11 | 29.7% | 14 | 24.3% | 6 | 2.3% |
| 51～60 | 5 | 3.9% | 97 | 16.6% | 2 | 5.4% | 11 | 18.9% | - | - |
| 61～70 | 2 | 1.6% | 71 | 12.1% | - | - | 5 | 8.6% | - | - |
| 71～80 | 3 | 2.3% | 47 | 8.0% | - | - | 4 | 6.9% | - | - |
| 81～90 | 1 | 0.8% | 35 | 6.0% | - | - | 3 | 5.2% | - | - |
| 91～100 | - | - | 24 | 4.1% | - | - | 4 | 6.9% | - | - |
| 101～110 | - | - | 13 | 2.2% | - | - | - | - | - | - |
| 111～120 | - | - | 5 | 0.9% | - | - | 1 | 1.7% | - | - |
| 121～150 | - | - | 7 | 1.2% | - | - | 3 | 5.2% | - | - |
| 151人以上 | - | - | 5 | 0.9% | - | - | 2 | 3.4% | - | - |

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成23年10月1日現在）

(28) ファミリーホーム(①)、自立援助ホーム(②)、児童家庭支援センター(③)の実施状況

| | ① | ② | ③ |
|------|----|----|---|
| 北海道 | 7 | 2 | 8 |
| 青森県 | 3 | | 1 |
| 岩手県 | | 1 | 1 |
| 宮城県 | 3 | | 1 |
| 秋田県 | | 1 | |
| 山形県 | 2 | | 2 |
| 福島県 | | | |
| 茨城県 | 4 | 2 | 2 |
| 栃木県 | 1 | 2 | |
| 群馬県 | 5 | 1 | 2 |
| 埼玉県 | 2 | 3 | 3 |
| 千葉県 | 3 | 4 | 4 |
| 東京都 | 13 | 18 | |
| 神奈川県 | | 2 | |
| 新潟県 | | | |
| 富山県 | 1 | | |
| 石川県 | | | 2 |
| 福井県 | | | 4 |

| | ① | ② | ③ |
|------|---|---|---|
| 山梨県 | 4 | 1 | 1 |
| 長野県 | | | |
| 岐阜県 | | 1 | 3 |
| 静岡県 | 3 | 2 | 1 |
| 愛知県 | 4 | | |
| 三重県 | 3 | 1 | 1 |
| 滋賀県 | 6 | 1 | 1 |
| 京都府 | | | 2 |
| 大阪府 | 1 | 2 | 1 |
| 兵庫県 | | | 6 |
| 奈良県 | 1 | | 2 |
| 和歌山県 | | 1 | 1 |
| 鳥取県 | 1 | 3 | 1 |
| 島根県 | | 1 | |
| 岡山県 | 2 | 1 | 1 |
| 広島県 | 1 | | |
| 山口県 | 2 | 1 | 4 |
| 徳島県 | 1 | | 1 |

| | ① | ② | ③ |
|-------|----|---|---|
| 香川県 | 1 | 1 | 1 |
| 愛媛県 | 2 | | 1 |
| 高知県 | 3 | 1 | 3 |
| 福岡県 | 2 | | 1 |
| 佐賀県 | | | |
| 長崎県 | 1 | 2 | 1 |
| 熊本県 | | | 1 |
| 大分県 | 9 | 1 | 2 |
| 宮崎県 | | 1 | |
| 鹿児島県 | 1 | 2 | |
| 沖縄県 | 10 | 1 | 1 |
| 札幌市 | 4 | 3 | 5 |
| 仙台市 | | 1 | |
| さいたま市 | 1 | 2 | |
| 千葉市 | 1 | | 3 |
| 横浜市 | 8 | 2 | 3 |
| 川崎市 | 3 | 1 | 2 |
| 相模原市 | 1 | | |

| | ① | ② | ③ |
|------|-----|----|----|
| 新潟市 | 1 | 1 | |
| 静岡市 | | | |
| 浜松市 | | | |
| 名古屋市 | 1 | 1 | 1 |
| 京都市 | 1 | 1 | |
| 大阪市 | 4 | 3 | 1 |
| 堺市 | | | 1 |
| 神戸市 | | | 2 |
| 岡山市 | 3 | 2 | |
| 広島市 | | 1 | |
| 北九州市 | 4 | 2 | 1 |
| 福岡市 | 8 | 1 | |
| 横須賀市 | 2 | | |
| 金沢市 | | | 1 |
| 熊本市 | 1 | 1 | |
| 合計 | 145 | 82 | 87 |

(平成23年10月1日現在家庭福祉課調べ)

(29) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成23年9月現在:家庭福祉課調べ)

| | | 児童相談所の体制 | | | | 里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制 | | | | | | |
|----|------|----------|--------|--------|-----|-------------------------|-----|---------------|----------------|-----------------|----------------------------|----|
| | | 児相数 | 里親担当職員 | | | 里親委託等推進員 | | | 里親委託等推進員の配置状況 | | | |
| | | | うち専任 | うち他業兼務 | | 常勤 | 非常勤 | 自治体が雇用して児相に配置 | 委託法人が雇用して児相に配置 | 委託法人が雇用して委託先に配置 | 児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置 | |
| 全 | 国 | 206 | 340 | 52 | 288 | 107 | 24 | 83 | 87 | 3 | 6 | 11 |
| 1 | 北海道 | 8 | 8 | 8 | | 8 | 8 | | | | | 8 |
| 2 | 青森県 | 6 | 8 | | 8 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 3 | 岩手県 | 3 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 4 | 宮城県 | 3 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | 2 | | | |
| 5 | 秋田県 | 3 | 4 | 1 | 3 | | | | | | | |
| 6 | 山形県 | 2 | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | 1 | |
| 7 | 福島県 | 4 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | 4 | | | |
| 8 | 茨城県 | 3 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 9 | 栃木県 | 3 | 3 | | 3 | 3 | | 3 | 3 | | | |
| 10 | 群馬県 | 3 | 4 | | 4 | 3 | 3 | | 3 | | | |
| 11 | 埼玉県 | 6 | 11 | | 11 | 6 | | 6 | 6 | | | |
| 12 | 千葉県 | 6 | 12 | 6 | 6 | 1 | | 1 | | | 1 | |
| 13 | 東京都 | 11 | 9 | 9 | | 3 | 3 | | | 3 | | |
| 14 | 神奈川県 | 5 | 5 | | 5 | 5 | | 5 | 5 | | | |
| 15 | 新潟県 | 5 | 19 | | 19 | | | | | | | |
| 16 | 富山県 | 2 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | | | 2 | |
| 17 | 石川県 | 2 | 3 | | 3 | 2 | | 2 | 2 | | | |
| 18 | 福井県 | 2 | 2 | | 2 | | | | | | | |
| 19 | 山梨県 | 2 | 2 | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 20 | 長野県 | 5 | 9 | | 9 | | | | | | | |
| 21 | 岐阜県 | 5 | 6 | 1 | 5 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 22 | 静岡県 | 7 | 7 | | 7 | 3 | | 3 | 3 | | | |
| 23 | 愛知県 | 10 | 24 | | 24 | 2 | | 2 | 2 | | | |
| 24 | 三重県 | 6 | 14 | | 14 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 25 | 滋賀県 | 2 | 2 | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 26 | 京都府 | 3 | 3 | | 3 | | | | | | | |
| 27 | 大阪府 | 6 | 8 | 1 | 7 | 5 | | 5 | 5 | | | |
| 28 | 兵庫県 | 6 | 6 | 1 | 5 | | | | | | | |
| 29 | 奈良県 | 2 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 30 | 和歌山県 | 2 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | |
| 31 | 鳥取県 | 3 | 4 | | 4 | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 32 | 島根県 | 4 | 8 | | 8 | | | | | | | |

| | | | 児童相談所の体制 | | | | 里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制 | | | | | | |
|----|-------|---|----------|--------|--------|----------|-------------------------|-----|---------------|----------------|-----------------|----------------------------|--|
| | | | 児相数 | 里親担当職員 | | 里親委託等推進員 | | | 里親委託等推進員の配置状況 | | | | |
| | | | | うち専任 | うち他業兼務 | | 常勤 | 非常勤 | 自治体が雇用して児相に配置 | 委託法人が雇用して児相に配置 | 委託法人が雇用して委託先に配置 | 児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置 | |
| 33 | 岡山県 | 3 | 3 | | 3 | 2 | | 2 | 2 | | | | |
| 34 | 広島県 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 3 | | | | |
| 35 | 山口県 | 5 | 5 | | 5 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 36 | 徳島県 | 3 | 4 | | 4 | 1 | 1 | | | | 1 | | |
| 37 | 香川県 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 38 | 愛媛県 | 3 | 3 | | 3 | | | | | | | | |
| 39 | 高知県 | 2 | 6 | 1 | 5 | | | | | | | | |
| 40 | 福岡県 | 6 | 6 | | 6 | 4 | | 4 | 4 | | | | |
| 41 | 佐賀県 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 42 | 長崎県 | 2 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | 2 | | | | |
| 43 | 熊本県 | 2 | 2 | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 44 | 大分県 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | | 2 | 2 | | | | |
| 45 | 宮崎県 | 3 | 18 | | 18 | | | | | | | | |
| 46 | 鹿児島県 | 3 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 47 | 沖縄県 | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | | | | |
| 48 | 札幌市 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 49 | 仙台市 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 50 | さいたま市 | 1 | 5 | | 5 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 51 | 千葉市 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | |
| 52 | 横浜市 | 4 | 8 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | | | | |
| 53 | 川崎市 | 3 | 3 | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 54 | 相模原市 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 55 | 新潟市 | 1 | 2 | | 2 | | | | | | | | |
| 56 | 静岡市 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 57 | 浜松市 | 1 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 58 | 名古屋市 | 2 | 6 | | 6 | 2 | | 2 | 2 | | | | |
| 59 | 京都市 | 1 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | | | | 2 | |
| 60 | 大阪市 | 1 | 6 | 6 | | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 61 | 堺市 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | 1 | | |
| 62 | 神戸市 | 1 | 5 | | 5 | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 63 | 岡山市 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 64 | 広島市 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 65 | 北九州市 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 66 | 福岡市 | 1 | 2 | 2 | | 2 | | 2 | 2 | | | | |
| 67 | 横須賀市 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 68 | 金沢市 | 1 | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | | 1 | |
| 69 | 熊本市 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | 2 | 2 | | | | |